



兵庫労働局発表
平成27年4月30日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部

安全課

課長 福田 恵匡

課長補佐 小川 江造

安全主任 藤井 啓文

TEL 078-367-9152

FAX 078-367-9166

兵庫県内における平成26年の労働災害発生状況

～労働災害による死亡者、死傷者とも増加～

兵庫労働局では、兵庫県内における平成26年の労働災害のうち、死傷災害、死亡災害の発生状況を取りまとめましたので公表します。

平成26年の労働災害による死傷者数は4,683人となり、前年比で15人増加となりました。また、死亡者数は43人(平成25年36人)と7名増加しました。

1 平成26年の死傷災害

- ・平成26年の労働災害による死傷者数(休業4日以上)は4,683人(前年比+15人)
- ・業種別では、製造業(1,162人)が1.2%減少(-14人)、商業(694人)が6.9%増加(+45人)、建設業(631人)が6.6%増加(+39人)、陸上貨物運送業(540人)が9.1%減少(-54人)

2 平成26年の死亡災害

- ・平成26年の労働災害による死亡者数は43人(前年比+7人)
- ・業種別では、製造業(13人、(+6))が最も多く、次に建設業(12人(+3))、商業(5人)の順
- ・事故の型別では、墜落・転落(16人)、はさまれ・巻き込まれ(10人)、交通事故(7人)の順に多い

※ 災害が増加した要因及び背景並びに今後の対応については別紙のとおり

1 平成26年は1月から7月までの労働災害が、前年同期比で死亡災害が23.8%、死傷災害が6%それぞれ大幅に増加しました。

(1) 要因並びに背景

- ① 4月の消費税増税前の駆け込み需要への対応のため、安全を確保・確認せず仕事を無理に進めたこと。
- ② 景気の回復に伴って産業活動が活発化する一方で人手不足が顕在化し、効果的な安全衛生教育を実施していない経験の浅い労働者や非正規働者が多く被災したこと。

(2) 対応

上記のことを踏まえ、8月に県下の事業者団体「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行い、

- ① 経営トップによる安全パトロール等による職場の安全活動の総点検を実施すること。
- ② 安全管理者の選任義務がない事業場においても安全の担当者を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること。
- ③ 雇入れ時の教育等効果的な安全衛生教育を実施することを含む企業の安全衛生活動の総点検を行うこと。

を要請しました。・・・〈資料1〉〈P5〉

その結果、12月末の状況を確認したところ、一定の成果は認められたものの、取組が必ずしも十分に行われたとは認められない点や、取組の徹底が必要と認められる点について整理して、緊急要請を行った事業者団体に対してその結果の概要について情報提供しました。・・・〈資料2〉〈P41〉

2 平成27年の現状・・・〈資料3〉〈P53〉

兵庫県内における労働災害による死亡者数は4月24日現在で13人（前年同期16人）の方が亡くなっています。内訳は建設業（4人）、製造業（2人）、陸上貨物運送業（2人）、農業、警備業、産廃処理業（各1人）、その他（2人）となっています。

3 今後の取組の方向性と単年目標

平成27年度は、兵庫第12次労働災害防止推進5か年（平成25年度～平成29年度）計画（以下「5か年計画」といいます。）の中間年であるところ、これまでの労働災害発生状況に鑑みると、その計画目標（平成29年までに死亡災害及び死傷災害件数をそれぞれ平成24年に比べ15%以上減少させること）の達成が困難な状況となっていることから、①死亡災害については「撲滅」をスローガンに「交通労働災害防止」を、②死傷災害については労働災害全体の2割を占めている「転倒災害防止」を、③業務経験期間が短いこと等から相対的に労働災害に被災しやすいと考えられる「非正規労働者」の労働災害防止をそれぞれ全業種共通の重点としつつ、引き続き5か年計画の重点対策等を中心に取り組むこととします。

これらを踏まえ、平成27年の目標値は、5か年計画の目標達成に向け、死傷災害件数については対前年比で5.6%以上減少させるとともに、死亡者数については36人以下としています。

4 自主的な安全衛生活動の推進

自主的な安全衛生活動の推進のため、「兵庫リスク低減運動」を各種団体との連携により展開し、リスクアセスメントの実践と定着を図ります。

5 労働災害防止強化月間の取組

(1) 「建設業労働災害防止強化月間」（7月）

公共工事発注機関及び建設関係者との連絡会議の開催、安全パトロールの実施等、関係者が一体となった取組を実施します。

(2) 「秋の交通労働災害防止運動」（9月）

労働災害防止団体等に交通労働災害防止運動の取組を要請するとともに、事業場に対して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組を指導します。

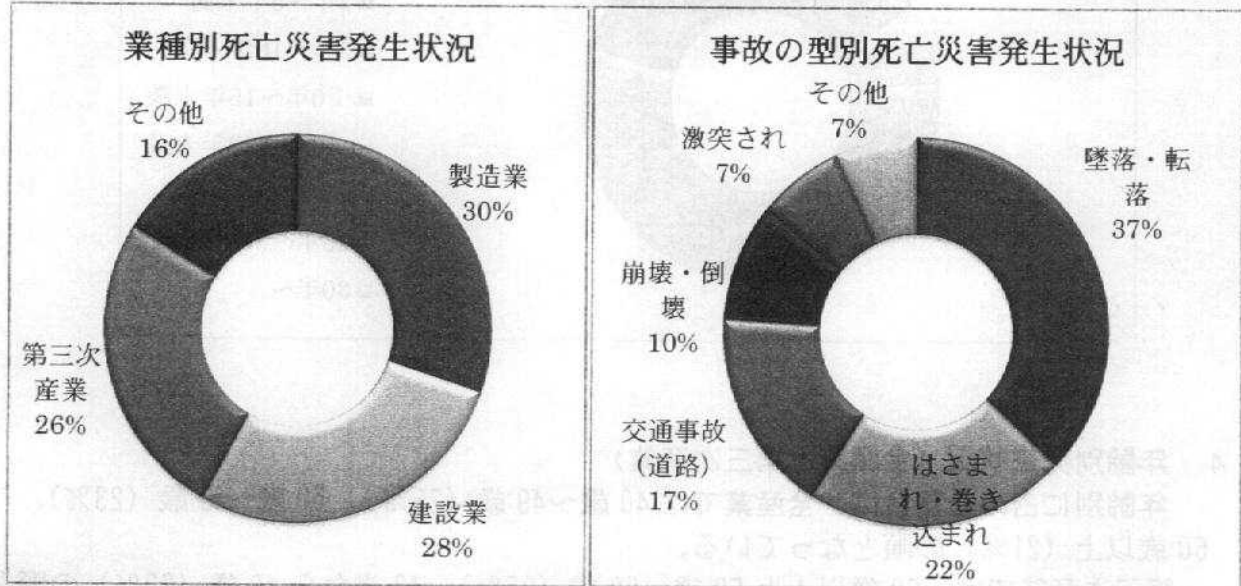
平成 26 年の労働災害発生状況の分析（兵庫県内）

1 死亡災害発生状況

平成 26 年の全産業における死亡者数は、43 人で、前年に比べて 7 人増（19.4%）と大幅に増加している。

業種別に見ると、製造業（13 人）建設業（12 人）、第三次産業（11 人）、の順で死亡災害が多発している。

事故の型別で見ると、「墜落・転落」（16 人）、「はさまれ・巻き込まれ」（10 人）、「交通事故（道路）」（7 人）の順で死亡災害が多発している。

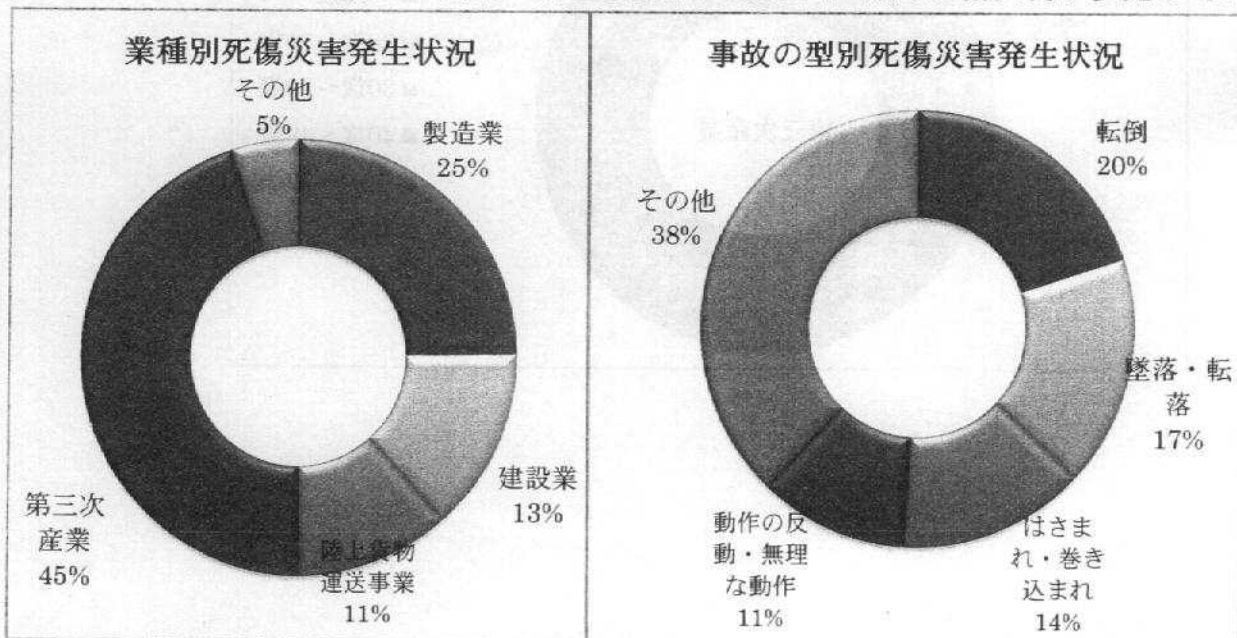


2 死傷災害発生状況

平成 26 年の全産業における死傷者数（休業 4 日以上）は、4,683 人で前年に比べて 15 人（0.3%）増加している。

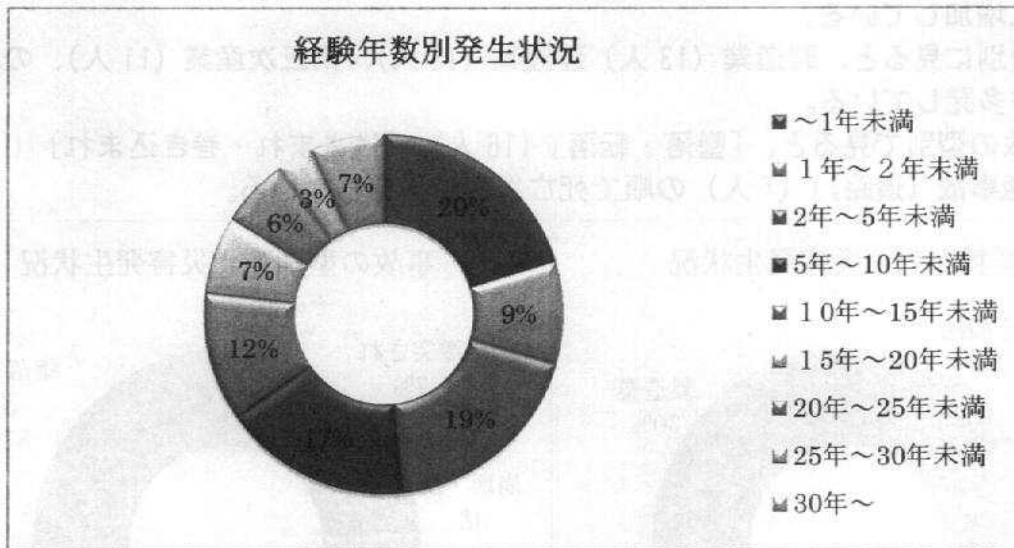
業種別で見ると、第三次産業（2,107 人）、製造業（1,162 人）、建設業（631 人）、陸上貨物運送事業（540 人）の順で死傷災害が多発している。

事故の型別で見ると、「転倒」（932 人）、「墜落・転落」（826 人）、「はさまれ・巻き込まれ」（644 人）、「動作の反動・無理な動作」（535 人）順で死傷災害が多発している。



3 経験年数別発生状況

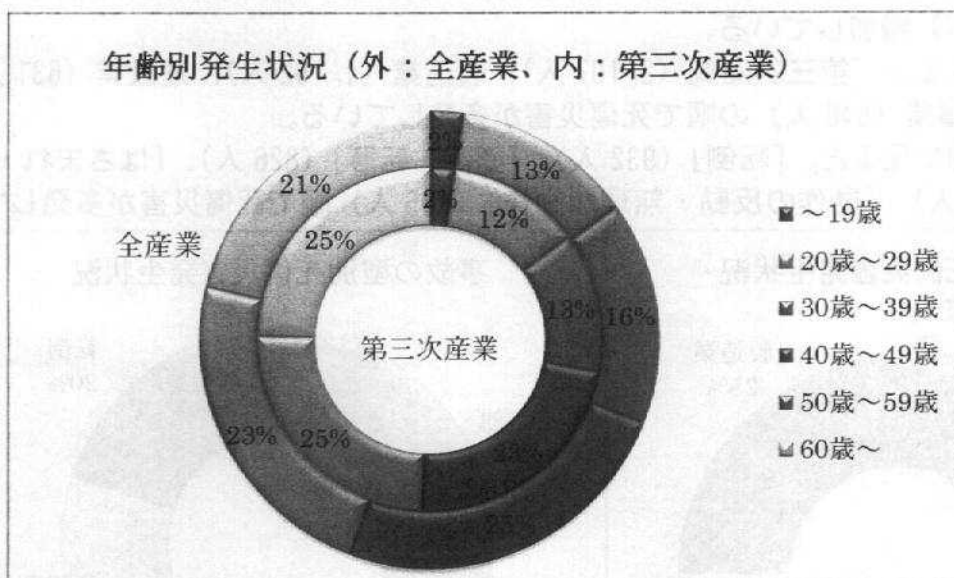
死傷者の経験年数で見ると、1年未満（20%）、1年以上2年未満（9%）、2年以上5年未満（19%）を占めており、5年未満で全体の48%を占めている。



4 年齢別発生状況（全産業と第三次産業）

年齢別に占める割合は、全産業では40歳～49歳（25%）、50歳～59歳（23%）、60歳以上（21%）の順となっている。

第三次産業では、60歳以上と50歳～59歳（25%）、40歳から49歳（23%）の順となっており、50歳以上で全体の49%を占め、全産業に比べて5ポイント高くなっている。



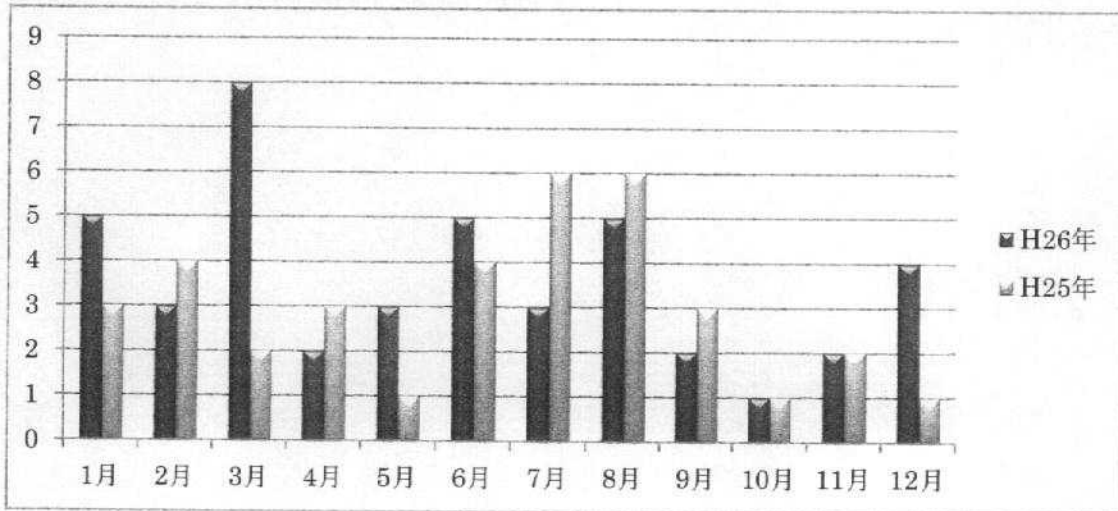
5 月別発生状況

死亡者数を発生月別に見ると、平成26年3月に、前年に比べて顕著な増加が認められる。

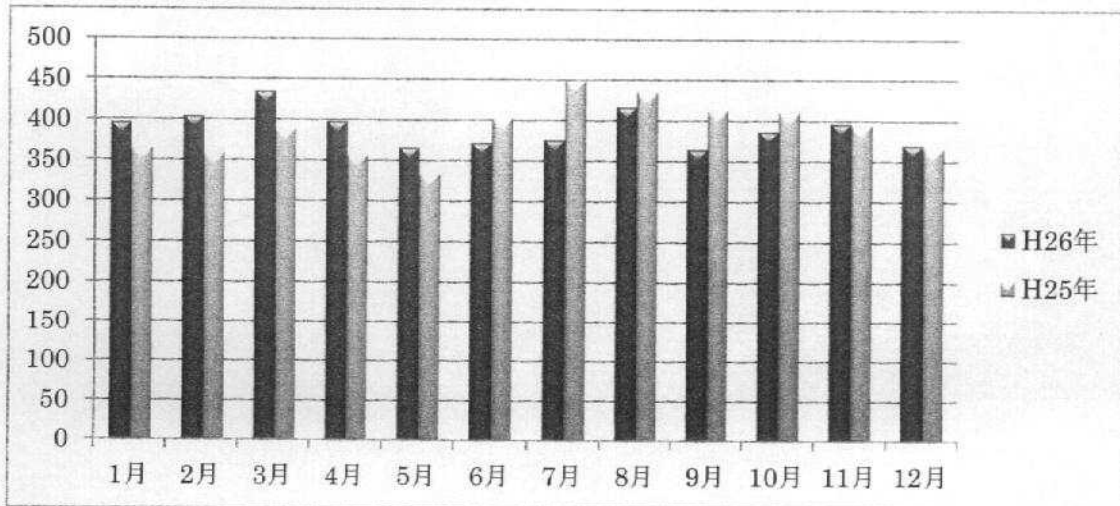
同様に死傷者数を発生月別に見ると、平成26年1月、2月及び3月に前年に比べて顕著な増加が認められる。

こうした状況から、平成26年における労働災害増加については、消費税増税前の駆け込み需要に伴う生産活動や物流量の増加が主な要因として考えられる。

【死亡災害の月別発生状況の比較】



【死傷災害の月別発生状況の比較】

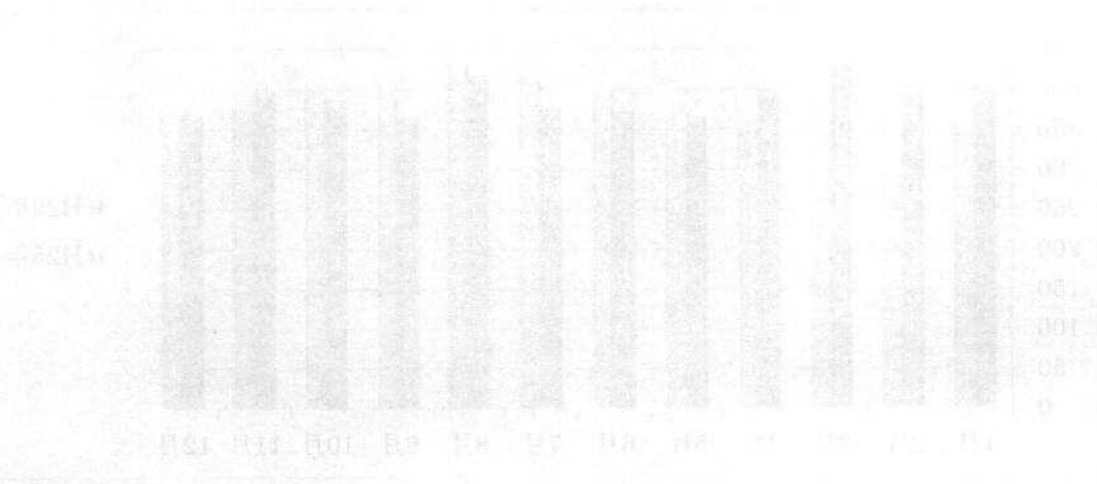


4. 1980年代前半の平均賃金、1980年代後半の平均賃金、1990年代前半の平均賃金、1990年代後半の平均賃金、2000年代前半の平均賃金、2000年代後半の平均賃金、2010年代前半の平均賃金、2010年代後半の平均賃金、2020年代前半の平均賃金、2020年代後半の平均賃金、2022年4月の平均賃金。注：1. 1980年代前半の平均賃金は、1980年10月〜1989年9月の平均賃金を示す。2. 1980年代後半の平均賃金は、1990年10月〜1999年9月の平均賃金を示す。3. 1990年代前半の平均賃金は、2000年10月〜2004年9月の平均賃金を示す。4. 1990年代後半の平均賃金は、2005年10月〜2009年9月の平均賃金を示す。5. 2000年代前半の平均賃金は、2010年10月〜2014年9月の平均賃金を示す。6. 2000年代後半の平均賃金は、2015年10月〜2019年9月の平均賃金を示す。7. 2010年代前半の平均賃金は、2020年10月〜2021年9月の平均賃金を示す。8. 2010年代後半の平均賃金は、2022年4月の平均賃金を示す。9. 2020年代前半の平均賃金は、2022年4月の平均賃金を示す。

【(1) 世帯別消費支出の推移】



【(2) 国別消費支出の推移】



平成26年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

3月31日集計

【表1 業種別の労働災害発生状況】

兵庫労働局

業 種	平成26年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較	
	死傷者数	構成比	死傷者数	構成比	増減数	増減率
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
全 産 業	4,683 (43)	100.0% (100.0%)	4,668 (36)	100.0% (100.0%)	15 (7)	0.3% (19.4%)
製 造 業	1,162 (13)	24.8% (30.2%)	1,176 (7)	25.2% (19.4%)	-14 (6)	-1.2% (85.7%)
鉱 業	11	0.2% ()	7	0.1% ()	4 ()	57.1% (-)
建 設 業	631 (12)	13.5% (27.9%)	592 (9)	12.7% (25.0%)	39 (3)	6.6% (33.3%)
交 通 運 輸 業	122	2.6% ()	112	2.4% ()	10 ()	8.9% (-)
陸上貨物運送業	540 (3)	11.5% (7.0%)	594 (5)	12.7% (13.9%)	-54 (-2)	-9.1% (-40.0%)
港 湾 運 送 業	26	0.6% ()	34 (1)	0.7% (2.8%)	-8 (-1)	-23.5% (-100.0%)
農 林 業	68 (4)	1.5% (9.3%)	94 (1)	2.0% (2.8%)	-26 (3)	-27.7% (300.0%)
畜産・水産業	16	0.3% ()	16	0.3% ()	()	(-)
商 業	694 (5)	14.8% (11.6%)	649 (5)	13.9% (13.9%)	45 ()	6.9% ()
金 融 ・ 広 告 業	63	1.3% ()	42	0.9% ()	21 ()	50.0% (-)
映 画 ・ 演 劇 業		()		()	()	- (-)
通 信 業	59	1.3% ()	88 (1)	1.9% (2.8%)	-29 (-1)	-33.0% (-100.0%)
教 育 ・ 研 究 業	23 (1)	0.5% (2.3%)	29	0.6% ()	-6 (1)	-20.7% (-)
保 健 衛 生 業	423	9.0% ()	412 (2)	8.8% (5.6%)	11 (-2)	2.7% (-100.0%)
接 客 娯 楽 業	354 (2)	7.6% (4.7%)	336	7.2% ()	18 (2)	5.4% (-)
清 掃 ・ と 畜 業	236 (2)	5.0% (4.7%)	259 (2)	5.5% (5.6%)	-23 ()	-8.9% ()
官 公 署	1	0.0% ()	1	0.0% ()	()	(-)
そ の 他 の 事 業	254 (1)	5.4% (2.3%)	227 (3)	4.9% (8.3%)	27 (-2)	11.9% (-66.7%)

平成26年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成
※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

3月31日集計

【表1 業種別の労働災害発生状況】

兵庫労働局

業 種	平成26年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	
全 産 業	4,683 (43)	100.0 (100.0)	4,668 (36)	100.0 (100.0)	15 (7)	0.3 (19.4)	
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含む)	2,576 (32)	55.0 (74.4)	2,625 (23)	56.2 (63.9)	-49 (9)	-1.9 (39.1)	
製 造 業	1,162 (13)	24.8 (30.2)	1,176 (7)	25.2 (19.4)	-14 (6)	-1.2 (85.7)	
鉱 業	11	0.2 ()	7	0.1 ()	4 ()	57.1 (-)	
建 設 業	631 (12)	13.5 (27.9)	592 (9)	12.7 (25.0)	39 (3)	6.6 (33.3)	
運 輸 交 通 業	621 (3)	13.3 (7.0)	646 (5)	13.8 (13.9)	-25 (-2)	-3.9 (-40.0)	
貨 物 取 扱 業	67	1.4 ()	94 (1)	2.0 (2.8)	-27 (-1)	-28.7 (-100.0)	
農 林 業	68 (4)	1.5 (9.3)	94 (1)	2.0 (2.8)	-26 (3)	-27.7 (300.0)	
畜 産 ・ 水 産 業	16	0.3 ()	16	0.3 ()	()	(-)	
第三次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除く)	2,107 (11)	45.0 (25.6)	2,043 (13)	43.8 (36.1)	64 (-2)	3.1 (-15.4)	
商 業	卸 売 業	87 (1)	1.9 (2.3)	79 (4)	1.7 (11.1)	8 (-3)	10.1 (-75.0)
	小 売 業	535 (2)	11.4 (4.7)	527 (1)	11.3 (2.8)	8 (1)	1.5 (100.0)
	上記以外の商業	72 (2)	1.5 (4.7)	43	0.9 ()	29 (2)	67.4 (-)
	計	694 (5)	14.8 (11.6)	649 (5)	13.9 (13.9)	45 ()	6.9 ()
通 信 業	59	1.3 ()	88 (1)	1.9 (2.8)	-29 (-1)	-33.0 (-100.0)	
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	123	2.6 ()	129	2.8 ()	-6 ()	-4.7 (-)
	社会福祉施設	297	6.3 ()	270 (2)	5.8 (5.6)	27 (-2)	10.0 (-100.0)
	上記以外の保健衛生業	3	0.1 ()	13	0.3 ()	-10 ()	-76.9 (-)
	計	423	9.0 ()	412 (2)	8.8 (5.6)	11 (-2)	2.7 (-100.0)
接 客 娛 楽 業	飲 食 店	172	3.7 ()	184	3.9 ()	-12 ()	-6.5 (-)
	ゴ ル フ 場	82 (1)	1.8 (2.3)	67	1.4 ()	15 (1)	22.4 (-)
	上記以外の接客娯楽業	100 (1)	2.1 (2.3)	85	1.8 ()	15 (1)	17.6 (-)
	計	354 (2)	7.6 (4.7)	336	7.2 ()	18 (2)	5.4 (-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	82 (2)	1.8 (4.7)	98 (1)	2.1 (2.8)	-16 (1)	-16.3 (100.0)
	廃 棄 物 処 理 業	116	2.5 ()	128 (1)	2.7 (2.8)	-12 (-1)	-9.4 (-100.0)
	上記以外の清掃・と畜業	38	0.8 ()	33	0.7 ()	5 ()	15.2 (-)
	計	236 (2)	5.0 (4.7)	259 (2)	5.5 (5.6)	-23 ()	-8.9 ()
そ の 他 の 事 業	警 備 業	55 (1)	1.2 (2.3)	45 (3)	1.0 (8.3)	10 (-2)	22.2 (-66.7)
	上記以外のその他の事業	199	4.2 ()	182	3.9 ()	17 ()	9.3 (-)
	計	254 (1)	5.4 (2.3)	227 (3)	4.9 (8.3)	27 (-2)	11.9 (-66.7)
金 融 広 告 業	63	1.3 ()	42	0.9 ()	21 ()	50.0 (-)	
映 画 演 劇 業		()		()	()	(-)	
教 育 研 究 業	23 (1)	0.5 (2.3)	29	0.6 ()	-6 (1)	-20.7 (-)	
官 公 署	1	0.0 ()	1	0.0 ()	()	(-)	

(陸上貨物運送業) 540 (3) 11.5% 7.0% 594 (5) 12.7% 13.9% -54 (-2) -9.1 (-40.0)

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。

平成 26年 業種別・事故型別労働災害発生状況

(平成26年1月～12月)

3月31日集計

兵庫労働局

業種別	製造業														計	鉱業	建設業				交通運輸業				貨物取扱業	港湾運送業	林業	商業	ゴルフ業	ビルメンテナンス業	ビルメン以外の清掃・と畜業	警備業	その他	全産業合計						
	食料品	繊維	木材/木製品	家具/装備品	パルプ/紙	印刷/製本業	化学工業	窯業土石製品	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械器具	電気機械器具	輸送用機械等			電気ガス水道業	その他	土木工事業	建築工事業	その他	計	鉄道/旅客	道路貨物											その他	計				
墜落・転落	18	3	4	2	4	(1)	(1)								(2)	(1)	(5)	(1)	(7)									(2)	(1)	(1)	(16)									
転倒	104	3	5		5	1	15	4	6		20	11	10	3	2	14	203																							
激突	21	1	2		2	3	11	2	1		11	3	1	2		4	64																							
飛来・落下	8	1	3	1	1		9	2	5	3	(1)	32	14	2	4	4	89																							
崩壊・倒壊	3		1		1		1		3	1	9	2	3	3		1	28																							
激突され	9	1	5		1	1	7	1	5		6	4	4	4		1	49																							
はさまれ・巻き込ま	(1)					(1)	(1)	(2)		(1)		4	4	4		(1)	49																							
刃れ・こすれ	66	4	8	5	22	3	32	8	17	1	89	30	16	8		21	330	3	16	32	24	72	6	70	1	77	3	5		56	4	4	27	63	644					
踏み抜き	42		8	3	3		7		1	4	14	8	4	4		9	107																							
おぼれ	1																1																							
高温・低音の物との接	18						5	1	8	4	7	1		2		4	50																							
有害物との接触	1						1	1			2	2				1	8																							
感電							(1)				1		1			(1)	3																							
暴発	1										1						2																							
破裂														1			1																							
火災										2							2																							
交通事故(道路)	3						1			(1)	2		1			2	9																							
交通事故(その他)																																								
動作の反動・無理な動作	23	1	5		3	2	8	4	2	1	13	8	5	3		8	86																							
その他	1		1				1	1			1						5																							
分類不能																																								
合計	(1)	319	14	42	11	42	10	114	(2)	(3)	(3)	16	233	92	50	42	2	84	(13)	(1)	(13)	11	137	363	131	631	114	499	8	621	41	26	35	694	82	82	154	55	1089	4683

日期	星期	天气	温度	地点	活动内容	心得体会
2023.10.01	星期一	晴	15-25	学校	上课	
2023.10.02	星期二	阴	12-20	学校	上课	
2023.10.03	星期三	雨	10-18	学校	上课	
2023.10.04	星期四	晴	14-22	学校	上课	
2023.10.05	星期五	晴	16-24	学校	上课	
2023.10.06	星期六	晴	18-26	公园	郊游	放松心情，亲近自然。
2023.10.07	星期日	晴	19-27	家	休息	
2023.10.08	星期一	晴	17-25	学校	上课	
2023.10.09	星期二	阴	15-23	学校	上课	
2023.10.10	星期三	雨	13-21	学校	上课	
2023.10.11	星期四	晴	16-24	学校	上课	
2023.10.12	星期五	晴	18-26	学校	上课	
2023.10.13	星期六	晴	19-27	公园	郊游	放松心情，亲近自然。
2023.10.14	星期日	晴	20-28	家	休息	
2023.10.15	星期一	晴	18-26	学校	上课	
2023.10.16	星期二	阴	16-24	学校	上课	
2023.10.17	星期三	雨	14-22	学校	上课	
2023.10.18	星期四	晴	17-25	学校	上课	
2023.10.19	星期五	晴	19-27	学校	上课	
2023.10.20	星期六	晴	20-28	公园	郊游	放松心情，亲近自然。
2023.10.21	星期日	晴	21-29	家	休息	
2023.10.22	星期一	晴	19-27	学校	上课	
2023.10.23	星期二	阴	17-25	学校	上课	
2023.10.24	星期三	雨	15-23	学校	上课	
2023.10.25	星期四	晴	18-26	学校	上课	
2023.10.26	星期五	晴	20-28	学校	上课	
2023.10.27	星期六	晴	21-29	公园	郊游	放松心情，亲近自然。
2023.10.28	星期日	晴	22-30	家	休息	
2023.10.29	星期一	晴	20-28	学校	上课	
2023.10.30	星期二	阴	18-26	学校	上课	
2023.10.31	星期三	雨	16-24	学校	上课	

记录日期、天气、温度、地点、活动内容、心得体会

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

兵庫県内の労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少し、平成 20 年における労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は 5,333 人であったものが、平成 25 年は 4,668 人と減少しました。

しかしながら、平成 26 年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比 23.8%（7 月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業 4 日以上の死傷者数も対前年比 6.0%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や、4 月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていることがあると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業でも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にあります。こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成 26 年 8 月 19 日

厚生労働省兵庫労働局

局長

中山 明広

同志社大学同窓会より 敬請の書

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学創立の五十周年に際し、御慶賀申し上げます。五十周年の内の新
なるものも、旧のものも、共に栄えあることと存じます。...

同志社大学同窓会

代表理事 長岡 隆

同志社大学同窓会

平成 26 年（1 月～7 月）の労働災害発生状況の分析

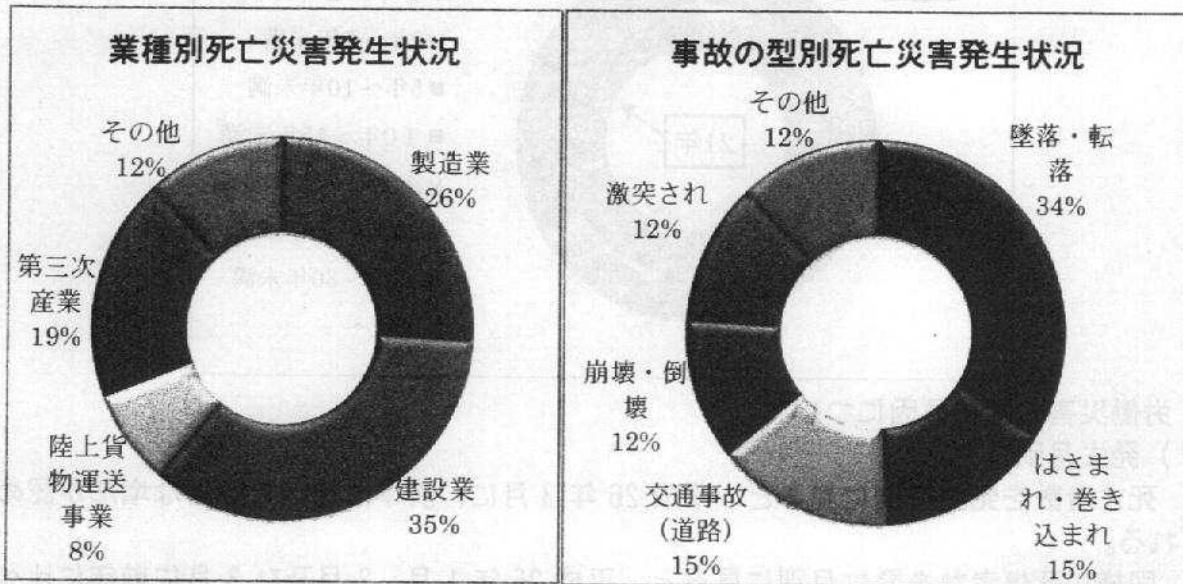
1 労働災害の発生状況について

(1) 死亡災害

平成 26 年（1 月～7 月）の全産業における死亡者数は、26 人で、前年同期に比べて 5 人増（23.8%）と大幅に増加している。

業種別に見ると、建設業（9 人）、製造業（7 人）、第三次産業（5 人）の順で災害が多発している。

事故の型別で見ると、「墜落・転落」（9 人）、「はさまれ・巻き込まれ」、「交通事故（道路）」（4 人）、「崩壊・倒壊」、「激突され」（3 人）の順で災害が多発している。

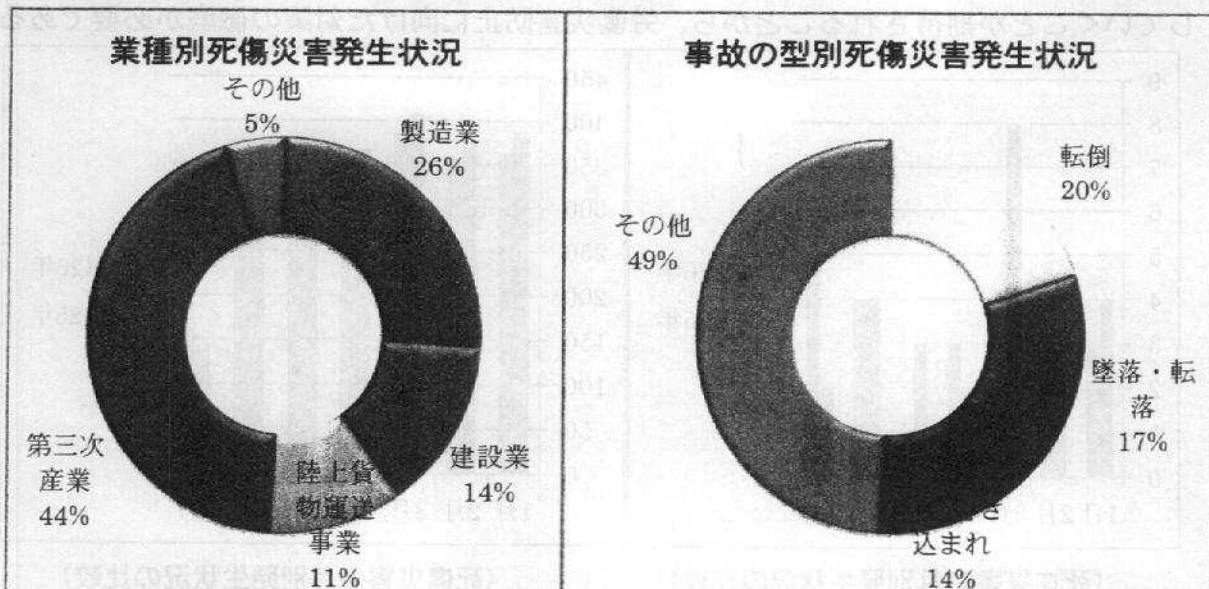


(2) 死傷災害

平成 26 年（1 月～7 月）の全産業における死傷者数（休業 4 日以上）は、2,263 人で前年同期に比べて 129 人（6.0%）増加している。

業種別で見ると、第三次産業（997 人）、製造業（598 人）、建設業（310 人）、陸上貨物運送事業（254 人）の順で災害が多発している。

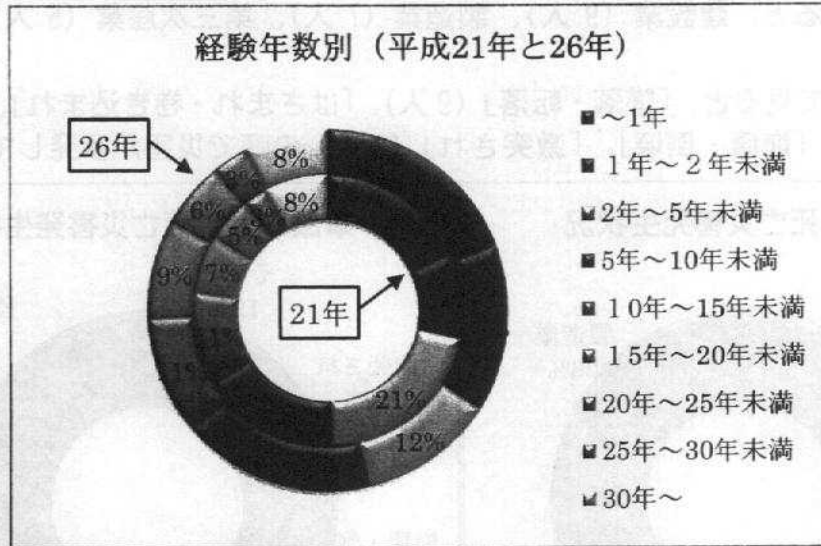
事故の型別で見ると、「転倒」（448 人）、「墜落・転落」（396 人）、「はさまれ・巻き込まれ」（325 人）の順で災害が多発している。



(3) 経験年数別

死傷者の経験年数で見ると、1年未満で全体の19%、2年未満では34%を占めており、2年未満では平成21年に比べて6ポイント増加している。

また、1年未満の死傷者の業種別に占める割合は、製造業では21%（平成21年に比べて2ポイント増）、建設業では12%（同5ポイント増）、陸上貨物運送事業では21%（同3ポイント増）、小売業では24%（同4ポイント増）を占めている。



2 労働災害の増加要因について

(1) 発生月別状況

死亡者数を発生月別に見ると、平成26年3月に、前年に比べて顕著な増加が認められる。

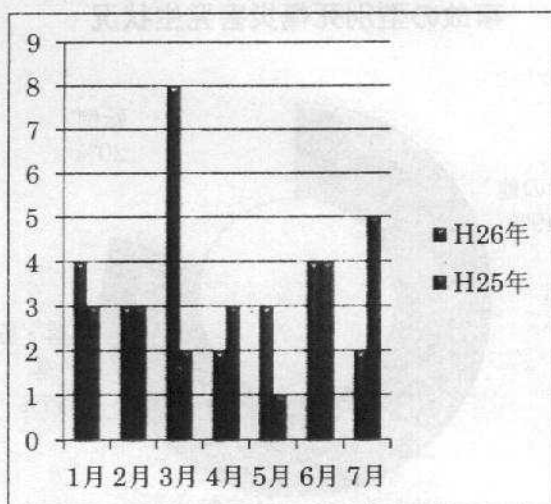
同様に死傷者数を発生月別に見ると、平成26年1月、2月及び3月に前年に比べて顕著な増加が認められる。

こうした状況から、本年における労働災害増加については、消費税増税前の駆け込み需要に伴う生産活動や物流量の増加が主な要因として考えられる。

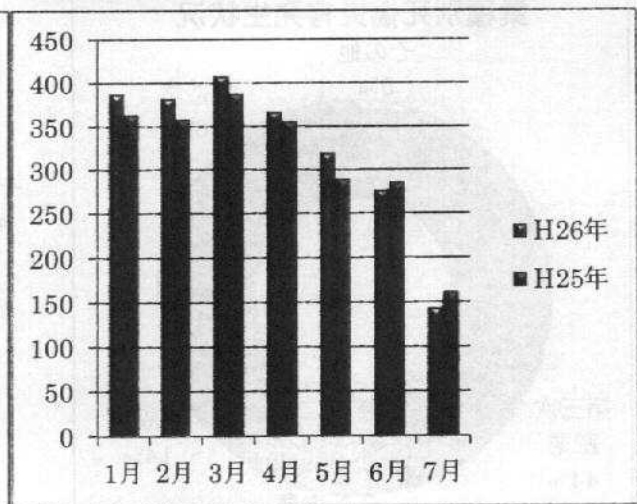
(2) 今後の見通し

4月以降の死亡災害、死傷災害の発生状況を見ると、1月～3月ほどではないものの、前年を上回る傾向にある。

消費税増税に伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあり、今後、景気は緩やかに回復していくことが期待されることから、労働災害防止に向けた対策の徹底が必要である。



(死亡災害の月別発生状況の比較)



(死傷災害の月別発生状況の比較)

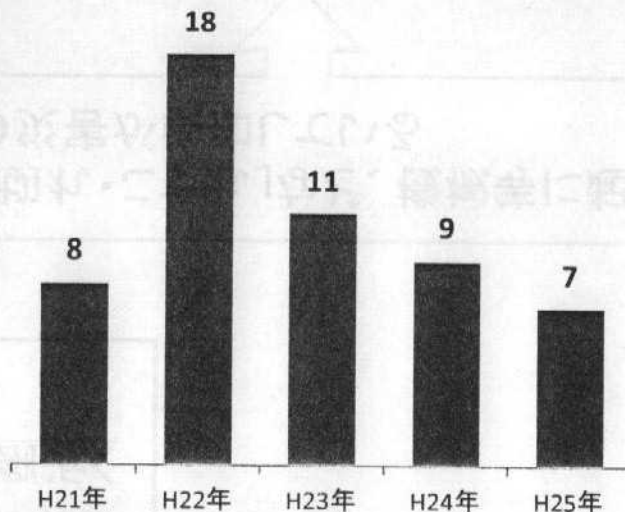
①

製造業における労働災害発生状況

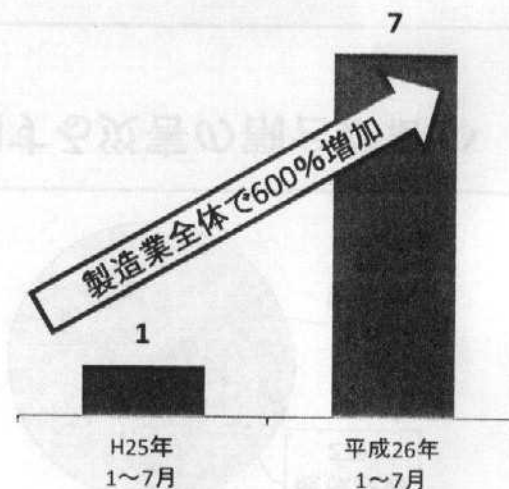
死亡災害

- 平成26年7月速報値で、製造業全体で対前年同期比大幅な増加

製造業における死亡災害発生状況



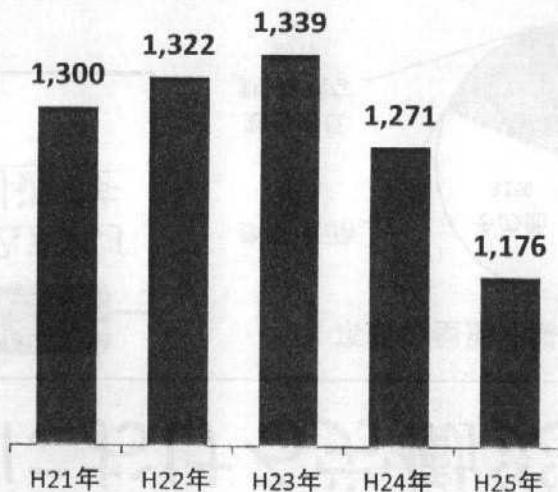
平成26年7月速報値の
前年同期との比較



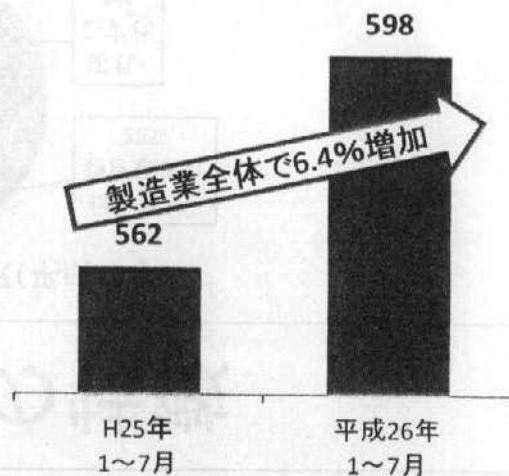
休業4日以上の死傷災害

- 製造業全体では平成23年以降、死傷災害は減少
- しかし、平成26年7月速報値では、製造業全体で対前年同期比6.4%増

製造業における死傷災害発生状況



平成26年7月速報値の
前年同期との比較



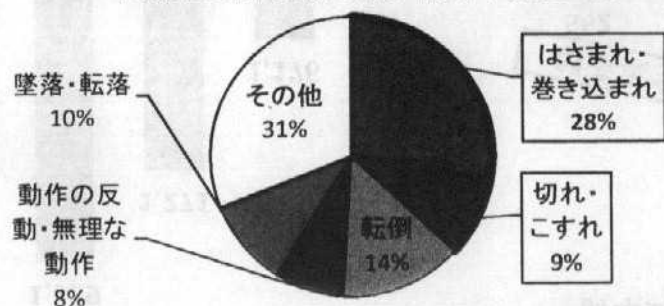
②

製造業における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 機械等による「はさまれ・巻き込まれ」と「切れ・こすれ」の合計で4割近くを占める

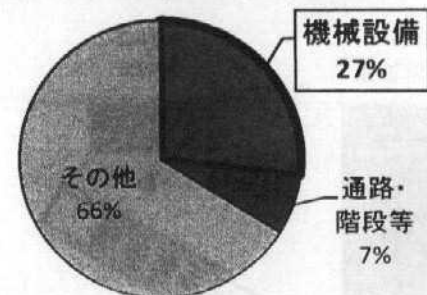
事故の型別死傷者数内訳(平成25年)



起因物別死傷者数内訳

- 機械設備による死傷災害が3割近くを占める

起因物別死傷者数内訳(平成25年)



- 「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」など、機械等に起因する災害の割合が高い
- 経験が十分でない労働者の災害が増加している

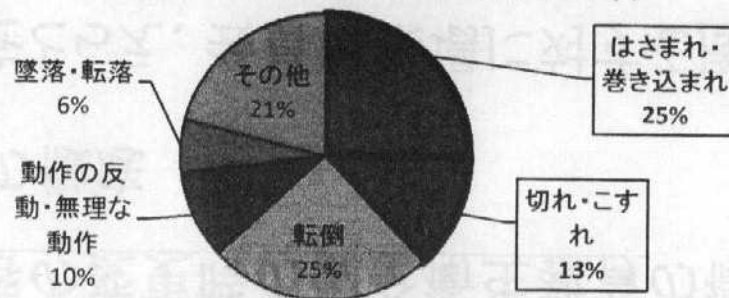
機械等における「はさまれ・巻き込まれ」と「切れ・こすれ」による災害防止のための対策、新規雇入れ時教育の徹底が必要

③ 製造業(食料品製造業)における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 食料品製造業では、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」と「切れ・こすれ」の合計で4割近くを占める

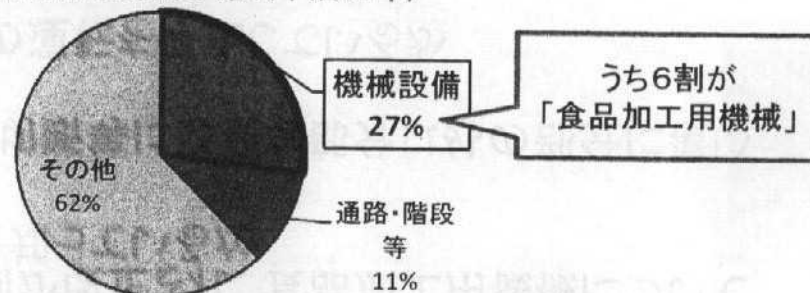
事故の型別死傷者数内訳(平成25年)



起因物別死傷者数内訳

- 食料品製造業では、機械設備による死傷災害が3割近くを占め、うち6割が「食品加工用機械」

起因物別死傷者数内訳(平成25年)



- 「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」など、機械等に起因する災害の割合が高い
- 災害の原因となった機械設備のうち、6割が食品加工用機械
- 食品加工用機械の規定(※刃への覆い等の設置等を義務付け)を追加した改正労働安全衛生規則が昨年10月1日に施行

「はさまれ・巻き込まれ」と「切れ・こすれ」による災害防止のための自主点検・対策の徹底が必要

④ 製造業において取り組んでいただきたい事項

1 災害が多発している食料品製造業において、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」等の食品加工用機械による災害防止のための事業者自身による自主点検の実施・対策の徹底

- ◆ 平成25年10月1日に、労働安全衛生規則が改正され、食品加工用機械についての規定が追加されているが、その内容を知っているか
- ◆ 改正内容を実施しているか
 - 食品加工用切断機・切削機の刃の切断等に必要な部分以外の部分に覆い等をつけているか
 - 機械の調整等を行う場合に、機械の運転を停止しているか

2 新規雇入れ時または作業内容の変更時の安全衛生教育の徹底

3 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

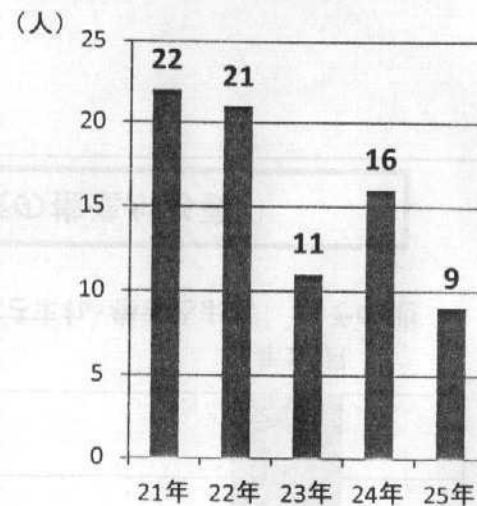
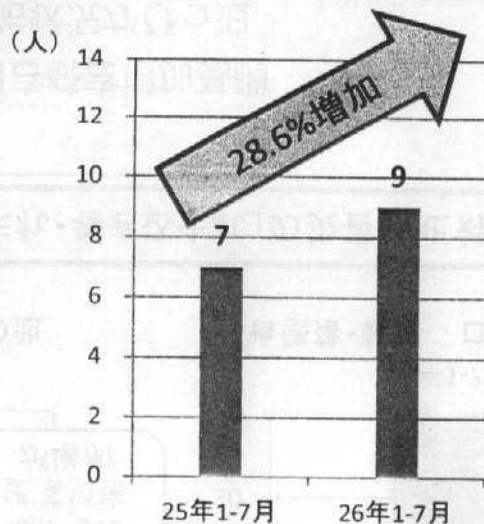
4 労働災害防止大会の機会等をとらえ、会員事業場に対する周知・啓発

①

建設業における労働災害の発生状況

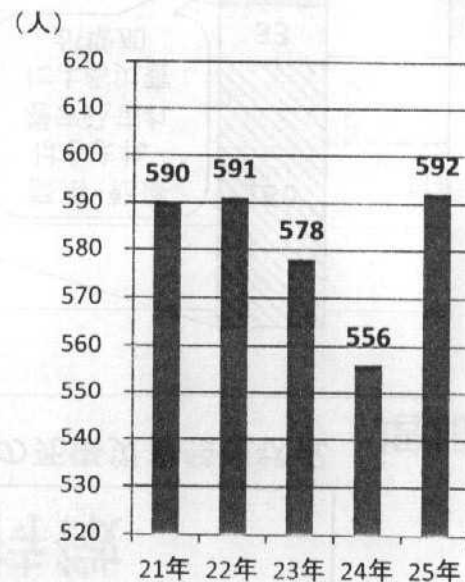
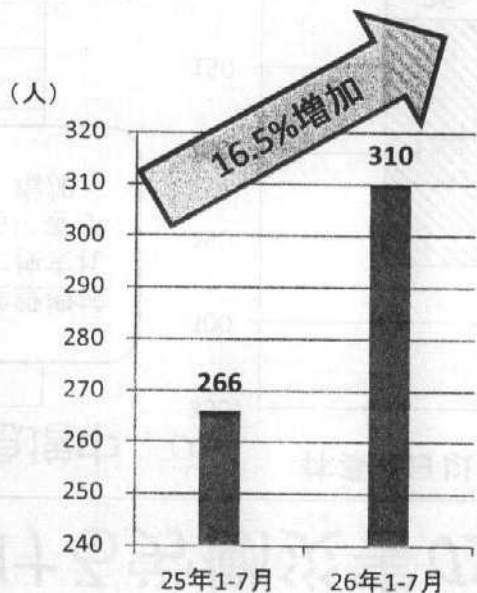
死亡災害

- 平成26年7月速報値で、対前年比28.6%増



休業4日以上の死傷災害

- 平成26年7月速報値で、対前年比16.5%増

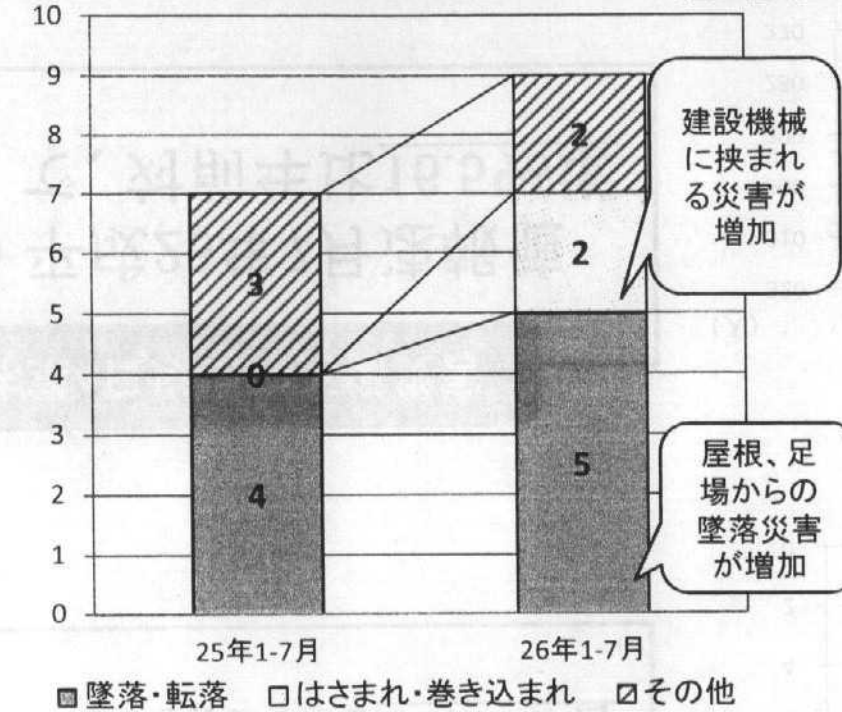


⑤

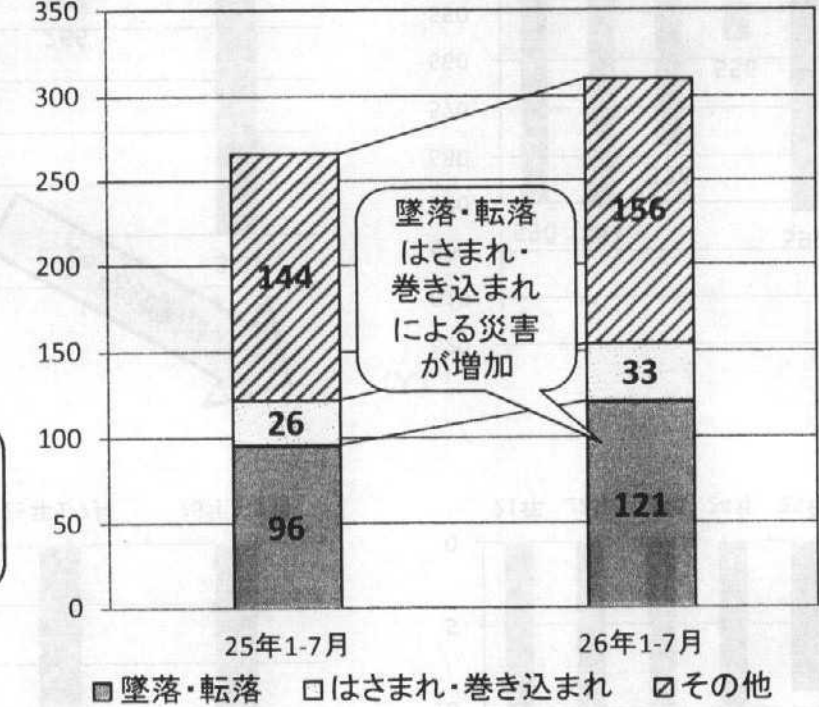
②

建設業における労働災害の特徴

事故の型別死亡災害発生状況 急増中



休業4日以上死傷災害発生状況 増加中



「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の災害防止対策の推進が必要

【建設業における労働災害の増加要因】

- 平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調
- 鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫
- 建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかという懸念

③ 建設業において取り組んでいただきたい事項

「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の推進

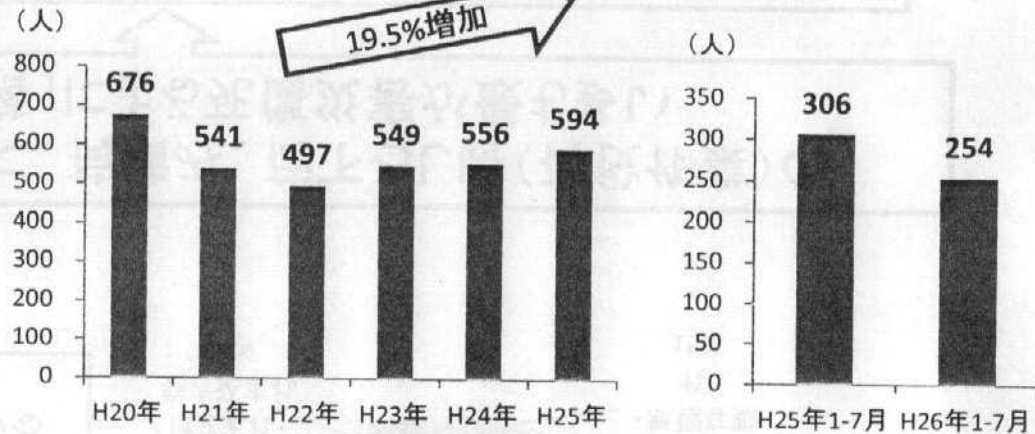
1. 「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施について、パンフレット等を活用して会員に周知
2. 「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策を重点としたパトロール等の実施
3. 安全衛生大会等でのパンフレット配布等による周知啓発

①

陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況

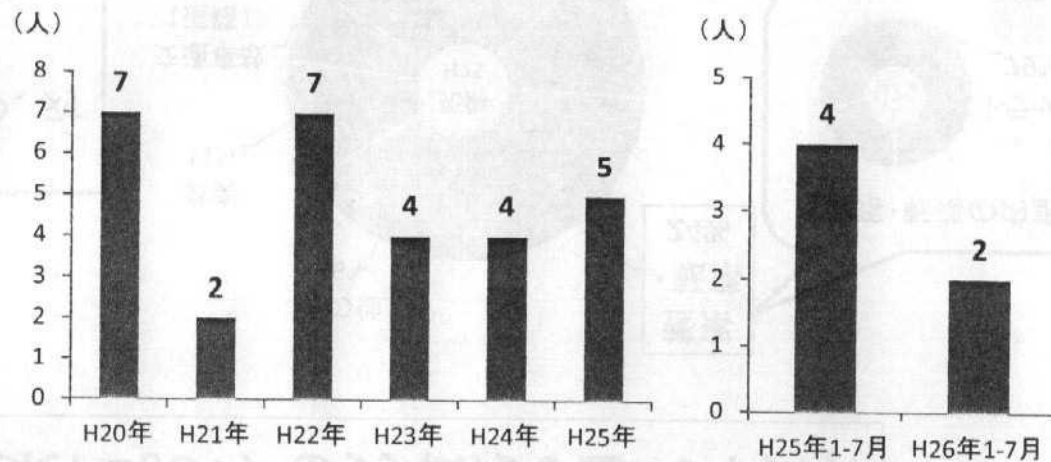
休業4日以上死傷災害

- 平成22年以降3年連続で増加
- 本年(1月～7月)は、対前年同期比17.0%減



死亡災害

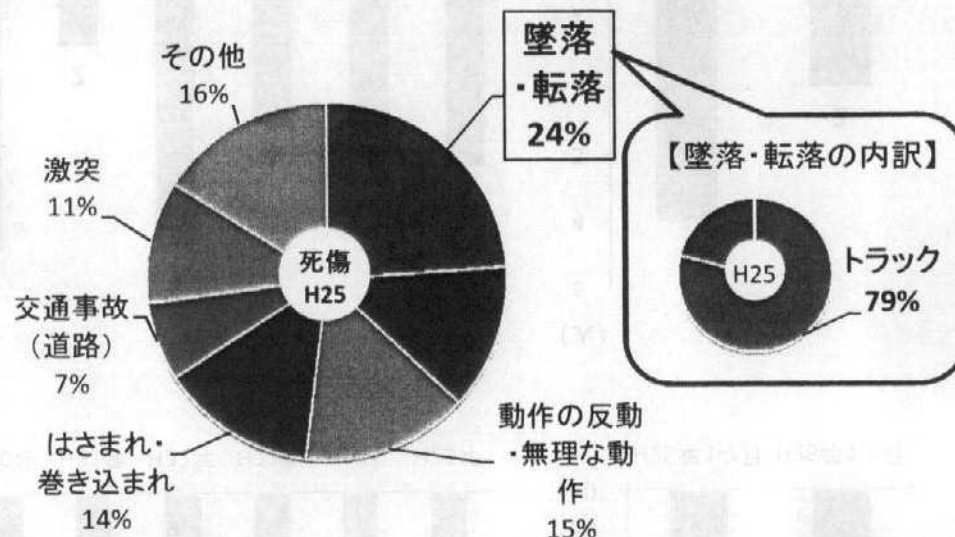
- 平成25年の全数、平成26年の1件が交通事故



② 陸上貨物運送事業における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 「墜落・転落」が最も多く(24%)、かつ、対前年同期比6.8%増
- 特に、「墜落・転落」による災害は、トラックからの「墜落・転落」が約8割を占める



課題

○ 「墜落・転落」、特に、荷積み、荷下ろし時(荷役作業)のトラックからの「墜落」による死傷災害が最も多い

特に多く発生しているトラックからの「墜落」について集中的な災害防止に取り組む。
荷役作業における安全対策や荷主等の取組を定めた「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る

③ 陸上貨物運送事業において取り組んでいただきたい事項

各事業場・職場において、以下の取組が行われるよう、事業者や従事者に対して、周知及び啓発をお願いする

(例：関係者が集まる機会での周知、HPや会報での周知等)

1 荷役作業における「トラックからの墜落災害」の防止

- ・墜落時保護用の保護帽を着用する
- ・荷締め、ラッピング等は、荷上や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする
- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用する
- ・耐滑性のある靴を使用する
- ・三点確保(手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保)を実行する

2 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底

- ・自主点検の実施

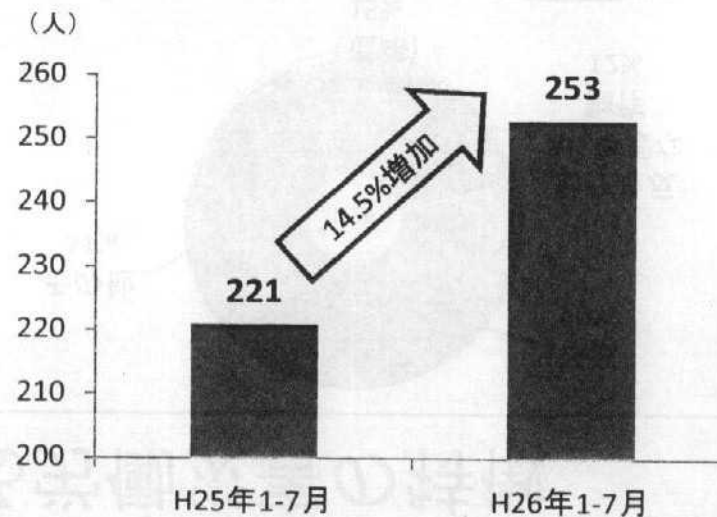
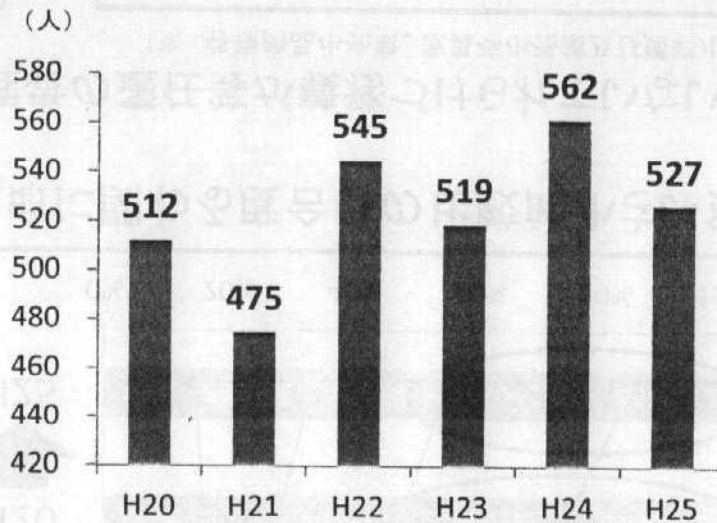
※ 国土交通省の「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」も併せて周知

①

小売業における労働災害の発生状況

休業4日以上[※]の死傷災害

- 平成25年は減少に転じるも、本年は再び増加(対前年比14.5%増)



②

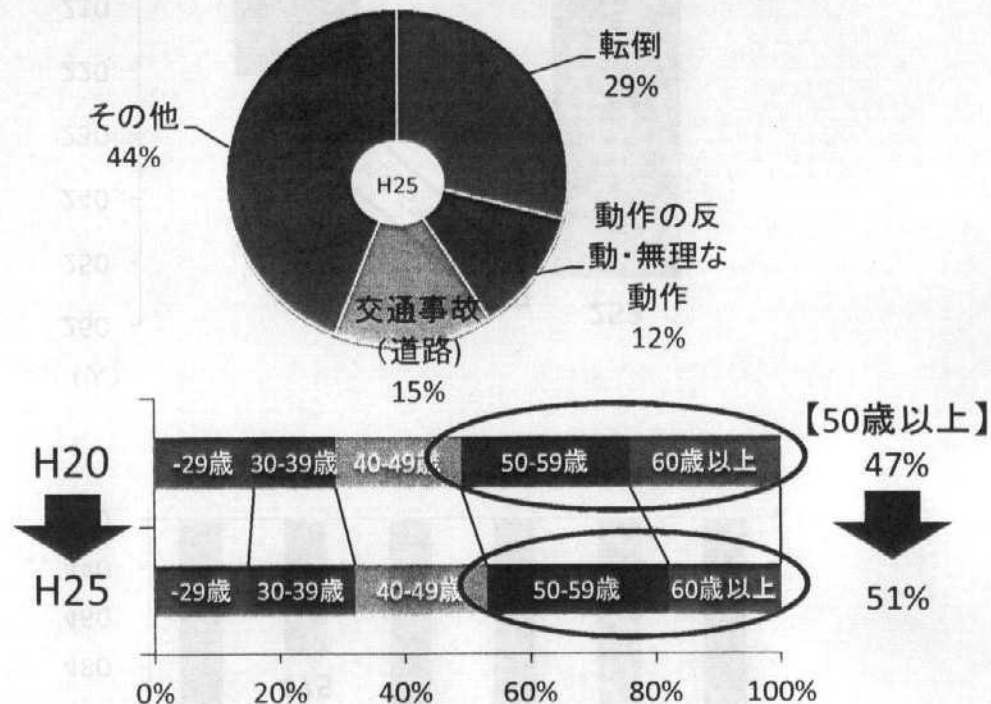
小売業における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 事故の型別にみると、「転倒」が29%、「動作の反動・無理など動作」が12%、この二つで41%を占める

年齢別死傷者数内訳

- 年齢別にみると、50歳以上の死傷者数の割合が増加し、平成25年は過半数を占める



課題

- 転倒や無理な動作による腰痛など生命に関わる度合いの比較的小さい災害が多い
- 高齢者の労働災害が多い
- 労働災害防止活動を担当する安全管理者の選任等が義務づけられていない業種(※)

(※ 各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く小売業。)

事業者、労働者の双方とも安全に対する意識を高めることが必要
そのためにも安全管理体制を整備することが必要

③

小売業において取り組んでいただきたい事項

各事業場・職場において、以下の取組が行われるよう、事業者や従事者に対して、周知及び啓発をお願いする
(例：関係者が集まる機会での周知、HPや会報での周知等)

1 安全活動の活性化

各々の職場において、以下の例に示すような安全活動を実施する

○職場内の整理整頓(4S活動)

○危険予知(KY活動)

○危険の「見える化」

○安全意識の啓発

2 安全教育・研修の実施

特に、雇入れ時教育の実施を徹底する

3 労働災害を防止するための安全の担当者の配置等

上記1の安全活動を推進する担当者「安全推進者」を配置する

聖書小史考証ニ付小辭以類ク小史ニ業流小

(3)

、是も亦小史行ハ辭類ノ才也、ク小史ニ關シテ、聖書考証
ルセ、關シテハ聖書考証ノ才也、ク小史ニ關シテ、聖書考証
(聖書考証ノ才也、聖書考証ノ才也、聖書考証ノ才也)

小辭以類ノ業流小史

ルセ、聖書考証ノ才也、ク小史ニ關シテ、聖書考証ノ才也

(聖書考証ノ才也、聖書考証ノ才也)

(聖書考証ノ才也、聖書考証ノ才也)

1. 聖書考証ノ才也、聖書考証ノ才也

聖書考証ノ才也、聖書考証ノ才也

聖書考証ノ才也、聖書考証ノ才也

ルセ、聖書考証ノ才也、ク小史ニ關シテ、聖書考証ノ才也

聖書考証ノ才也、聖書考証ノ才也

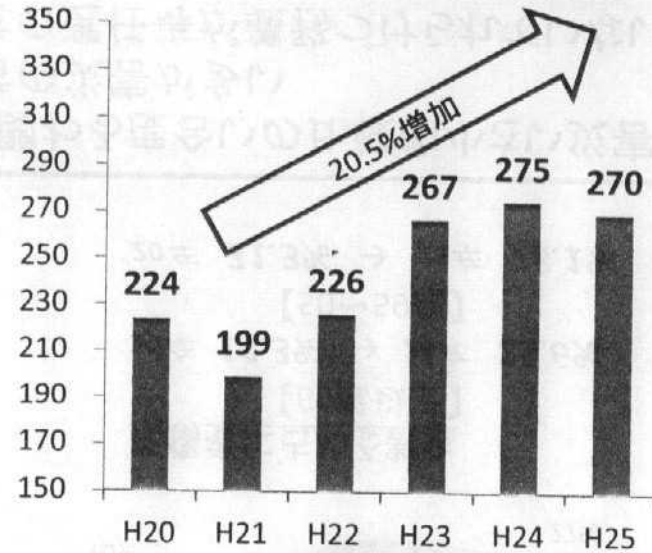
ルセ、聖書考証ノ才也、ク小史ニ關シテ、聖書考証ノ才也

① 社会福祉施設における労働災害の発生状況

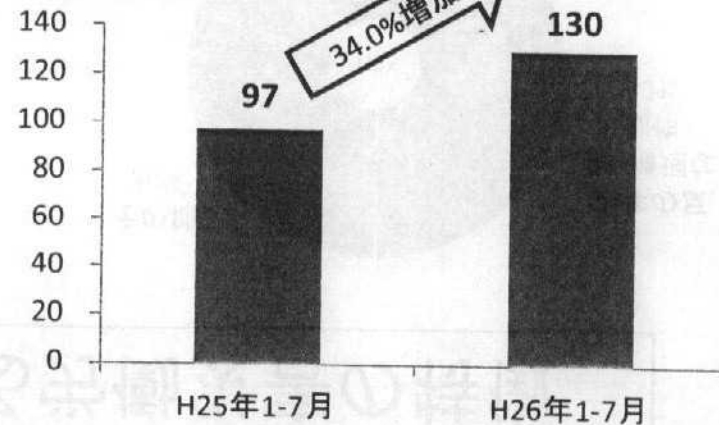
休業4日以上の死傷災害

- 労働災害は増加傾向
- さらに本年(1~7月)も対前年比 **34.0%増**

(人) 労働災害発生の年推移



(人)



②

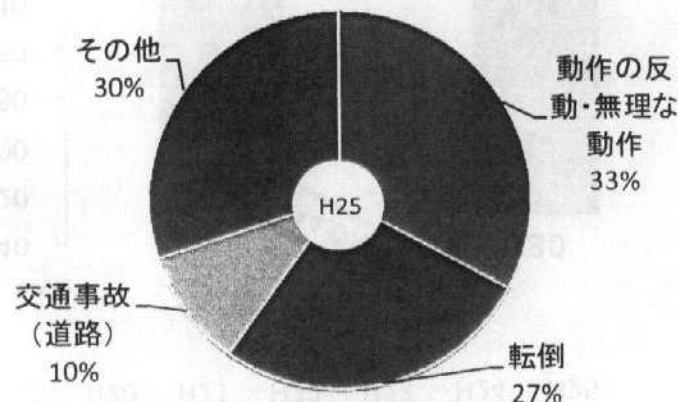
社会福祉施設における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 「動作の反動・無理な動作」が33%を占め、次いで「転倒」(27%)が多く、この二つで60%を占める

年齢別数別死傷者数内訳

- 死傷者数に占める50歳以上の割合が増加



死傷者に占める割合

【60歳以上】

20年 14.3% → 25年 25.6%

【50～59歳】

20年 31.3% → 25年 28.1%

課題

- 転倒や無理な動作による腰痛など生命に関わる度合いの比較的小さい災害が多い
- 経験が十分でない労働者や高年齢労働者の災害が多い
- 労働災害防止活動を担当する安全管理者の選任等が義務づけられていない業種

事業者、労働者の双方とも安全に対する意識を高めることが必要
そのためにも安全管理体制を整備することが必要

③ 社会福祉施設において取り組んでいただきたい事項

各事業場・職場において、以下の取組が行われるよう、事業者や従事者に対して、周知及び啓発をお願いする

(例:関係者が集まる機会での周知、HPや会報での周知等)

1 安全活動の活性化

各々の職場において、以下の例に示す安全活動を実施する

- 職場内の整理整頓(4S活動)
- 危険予知(KY活動)
- 危険の「見える化」
- 安全意識の啓発

2 安全教育・研修の実施

特に、雇入れ時教育の実施を徹底する

3 労働災害を防止するための安全の担当者の配置等

上記1の安全活動を推進する担当者「安全推進者」を配置する

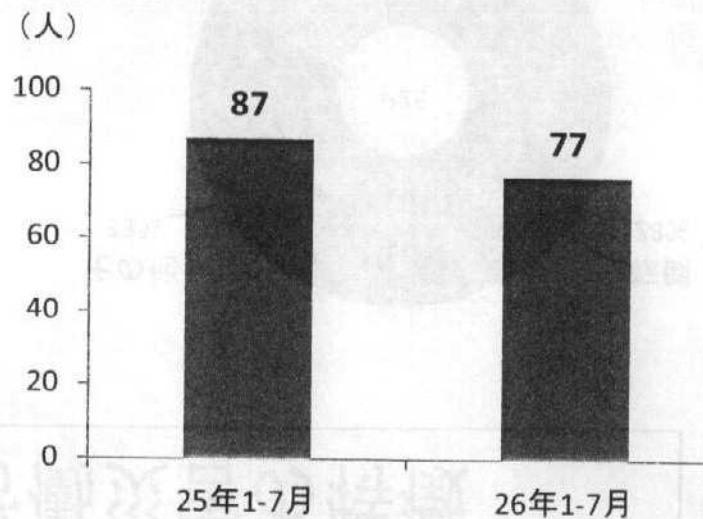
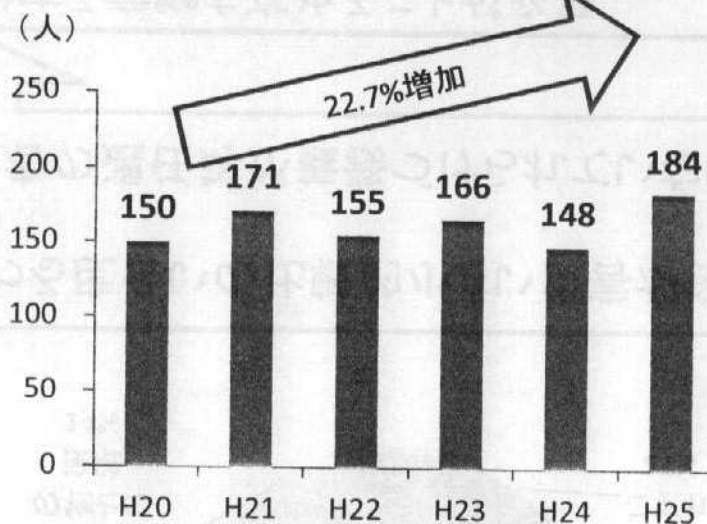
4 腰痛予防対策指針の周知

①

飲食店における労働災害の発生状況

休業4日以上^の死傷災害

- 労働災害は増加傾向
- 本年(1~7月)は対前年比11.5%減少

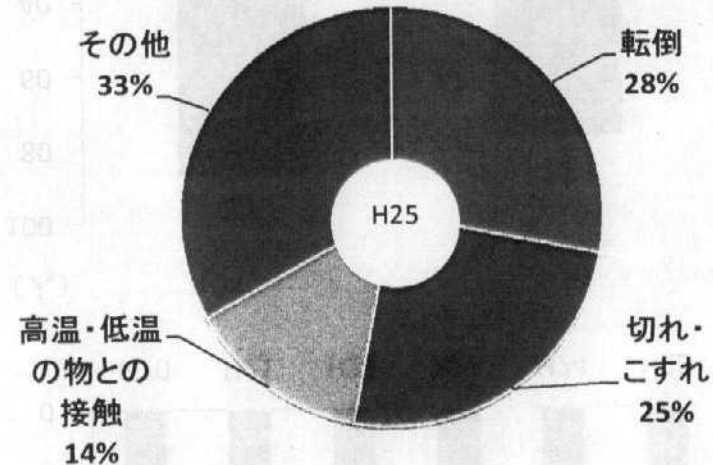


②

飲食店における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 「転倒」(28%)と刃物などによる「切れ・こすれ」(25%)で過半数を占める



課題

- 「転倒」や「切れ・こすれ」など生命に関わる度合いの比較的小さい災害が多い
- 経験が十分でない労働者の災害が多い
- 労働災害防止活動を担当する安全管理者の選任等が義務づけられていない業種

事業者、労働者の双方とも労働災害に対する意識を高めることが必要
特に経験年数が少ない労働者に対する雇入れ時の教育等の徹底・充実が必要
このためにも安全管理体制を整備することが必要

③

飲食店において取り組んでいただきたい事項

各事業場・職場において、以下の取組が行われるよう、事業者や従事者に対して、周知及び啓発をお願いする
(例:関係者が集まる機会での周知、HPや会報での周知等)

1 安全活動の活性化

各々の職場において、以下の例に示すような安全活動を実施する

○職場内の整理整頓(4S活動)

○危険予知(KY活動)

○危険の「見える化」

○安全意識の啓発

2 安全教育・研修の実施

特に、雇入れ時教育の実施を徹底する

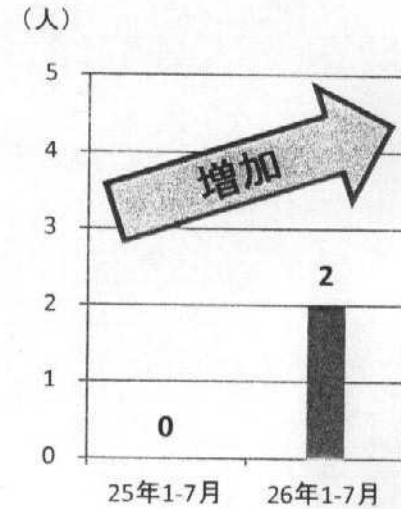
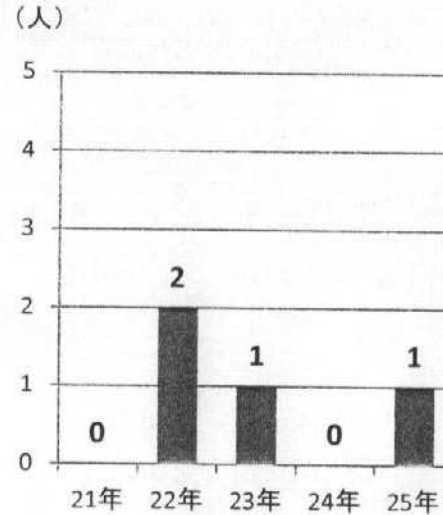
3 労働災害を防止するための安全の担当者の配置等

上記1の安全活動を推進する担当者「安全推進者」を配置する

林業における労働災害の発生状況

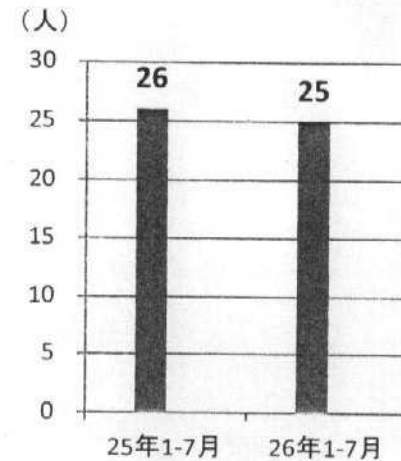
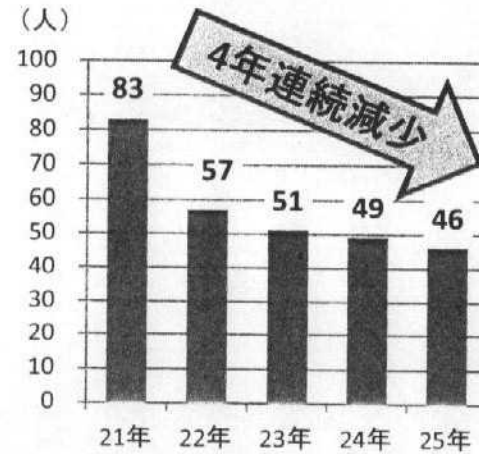
死亡災害

- 平成21年以降、死亡者数は0～2人の間で推移
- 本年(1月～7月)は、対前年同期比2人増加(0人→2人)



休業4日以上の死傷災害

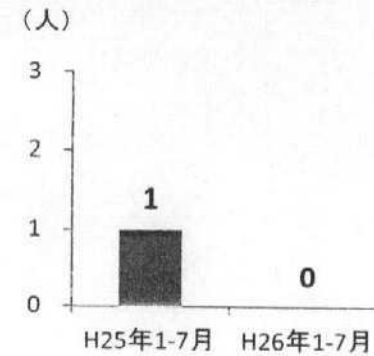
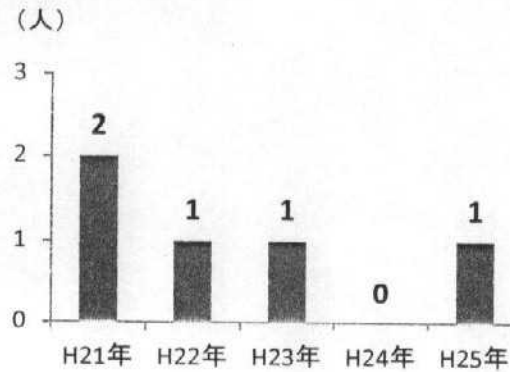
- 平成21年以降4年連続で減少
- 平成26年7月速報値で、対前年比3.8%減



港湾運送業における労働災害の発生状況

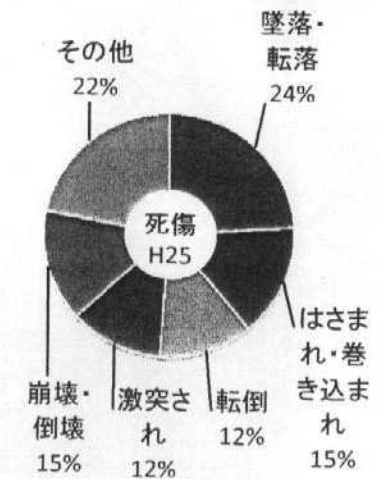
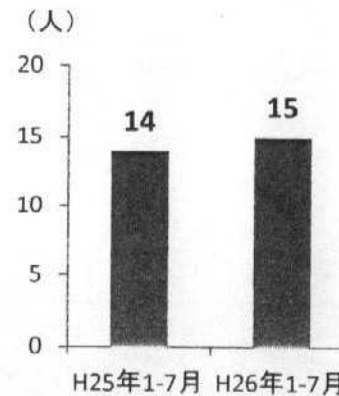
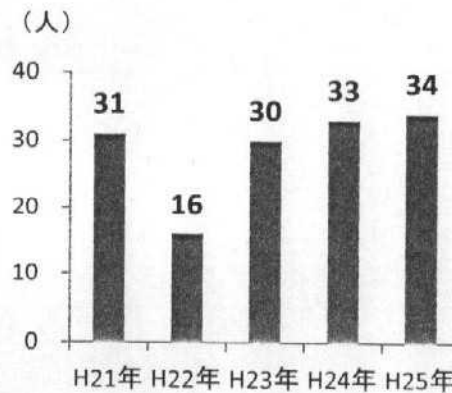
死亡災害

- 平成21年以降死亡者数は0～2人の間で推移
- 本年(1～7月)は、対前年同期比1人減少の0人



休業4日以上之死傷災害

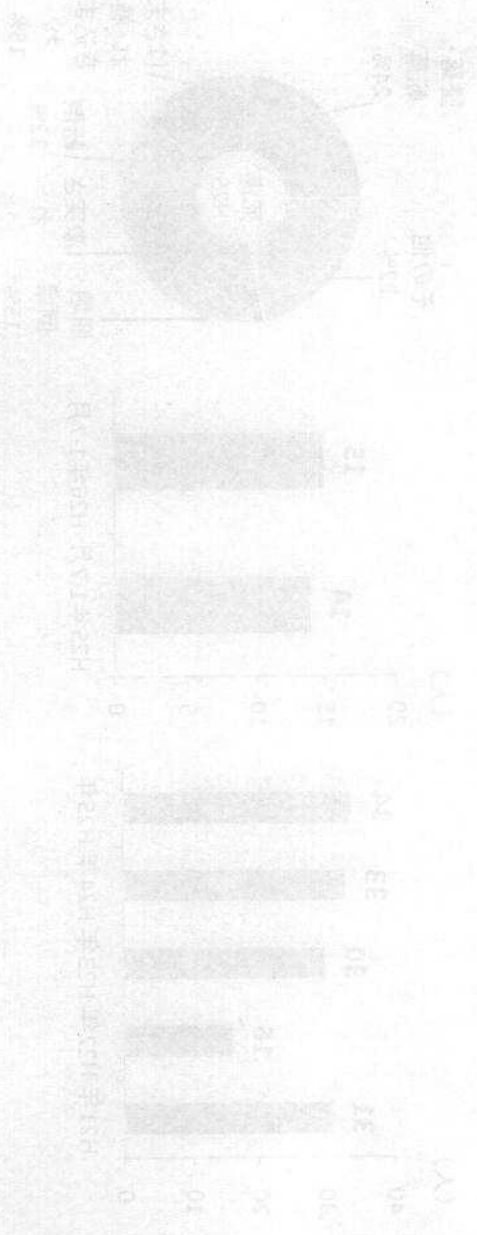
- 平成25年は対前年同期比**3.0%増**
- 本年(1～7月)は、対前年同期比**7.1%増**
- 「墜落・転落」が24%



被災者世帯の被災状況に関する調査結果



● 1世帯世帯に平均1.5人
 ● 被災期間の人数は0
 ● 平均年齢は(月)27歳
 ● 平均収入は1.5万円



● 被災地平均年齢は27歳
 ● 平均収入は(月)1.5万円
 ● 被災期間の人数は0
 ● 平均収入は1.5万円

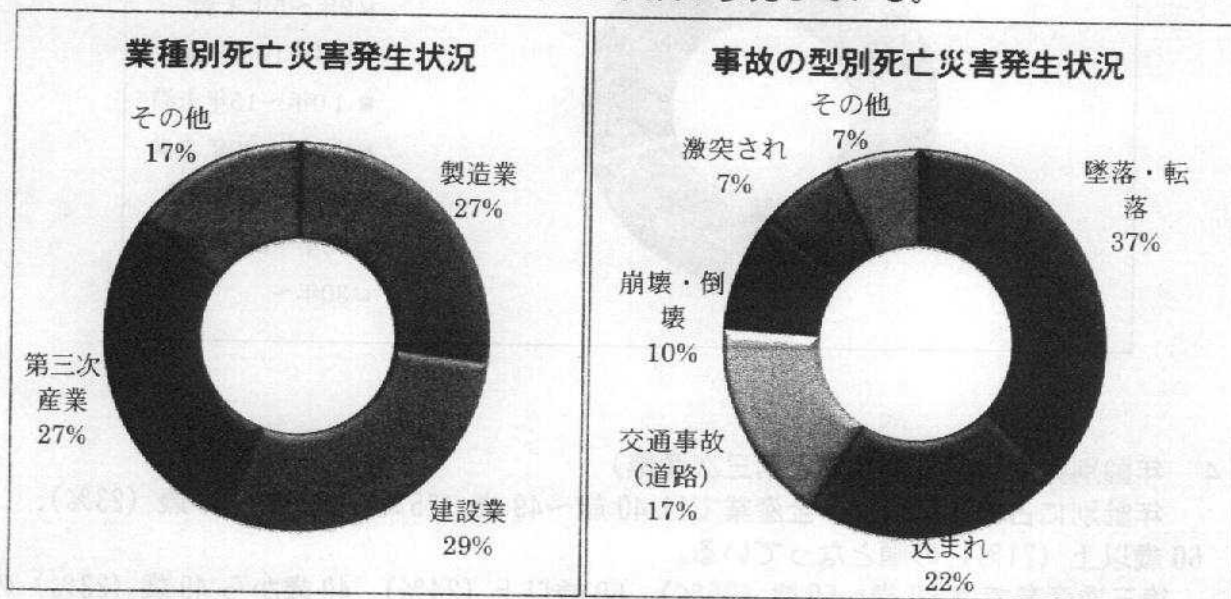
平成 26 年の労働災害発生状況（速報値）の分析（兵庫県内）

1 死亡災害発生状況

平成 26 年の全産業における死亡者数は、41 人で、前年同期に比べて 5 人増（13.9%）と大幅に増加している。

業種別に見ると、建設業（12 人）、製造業、第三次産業、（11 人）の順で死亡災害が多発している。

事故の型別で見ると、「墜落・転落」（15 人）、「はさまれ・巻き込まれ」（9 人）、「交通事故（道路）」（7 人）の順で死亡災害が多発している。

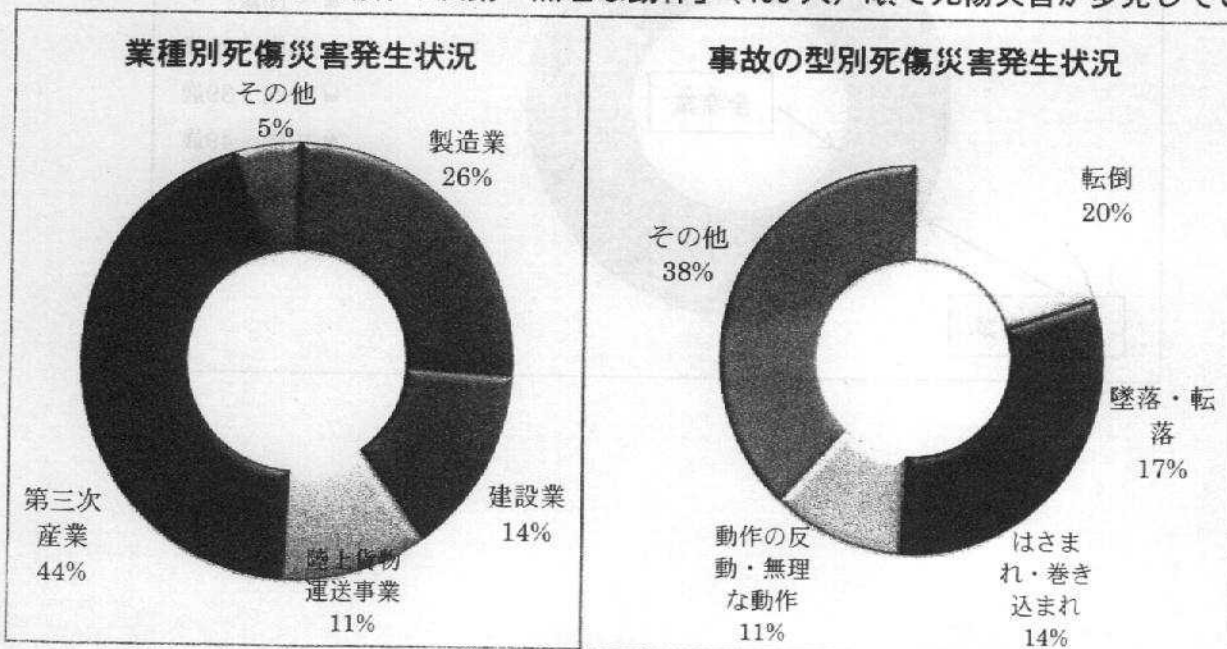


2 死傷災害発生状況

平成 26 年の全産業における死傷者数（休業 4 日以上）は、4,176 人で前年同期に比べて 32 人（0.8%）増加している。

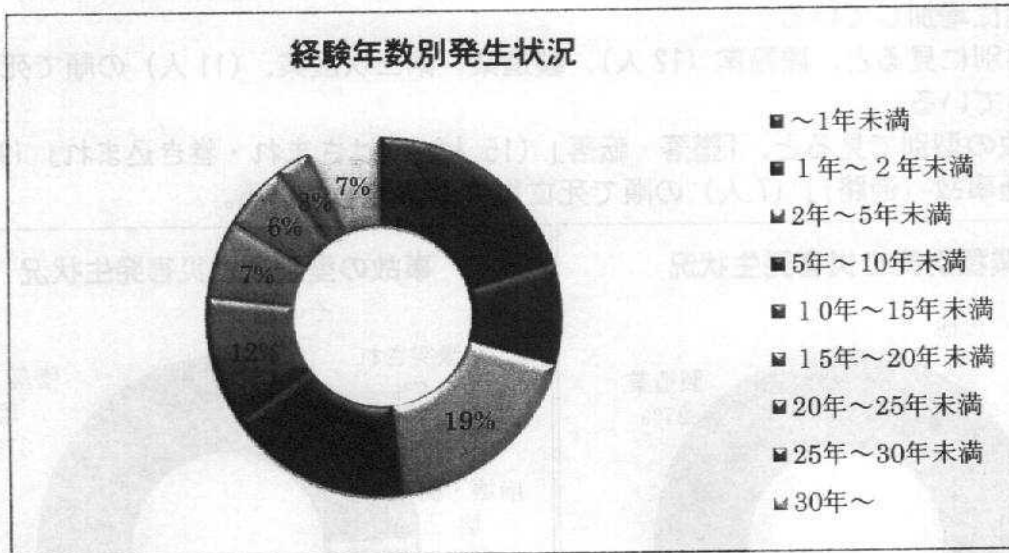
業種別で見ると、第三次産業（1,834 人）、製造業（1,065 人）、建設業（572 人）、陸上貨物運送事業（485 人）の順で死傷災害が多発している。

事故の型別で見ると、「転倒」（828 人）、「墜落・転落」（729 人）、「はさまれ・巻き込まれ」（587 人）、「動作の反動・無理な動作」（468 人）順で死傷災害が多発している。



3 経験年数別発生状況

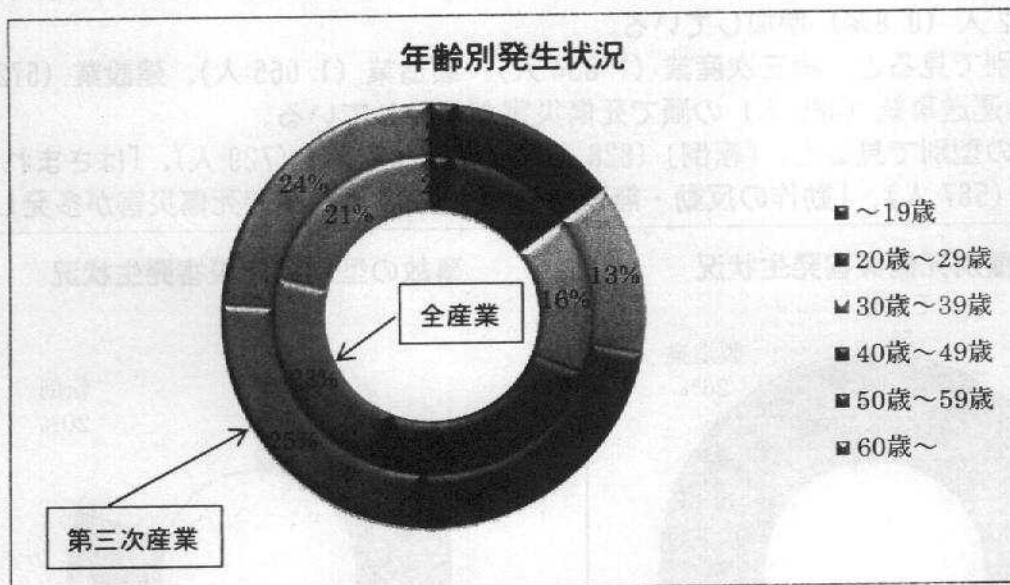
死傷者の経験年数で見ると、1年未満（20%）、1年以上2年未満（9%）、2年以上5年未満（19%）を占めており、5年未満で全体の48%を占めている。



4 年齢別発生状況（全産業と第三次産業）

年齢別に占める割合は、全産業では40歳～49歳（25%）、50歳～59歳（23%）、60歳以上（21%）の順となっている。

第三次産業では50歳～59歳（25%）、60歳以上（24%）、40歳から49歳（23%）の順となっており、50歳以上で全体の49%を占めており、全産業に比べて5ポイント高くなっている。



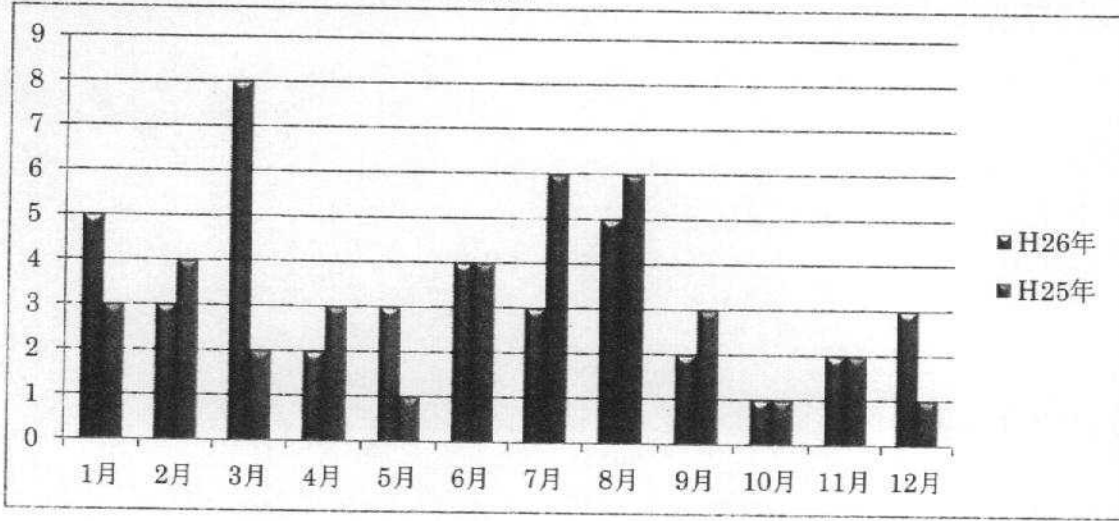
5 月別発生状況

死亡者数を発生月別に見ると、平成 26 年 3 月に、前年に比べて顕著な増加が認められる。

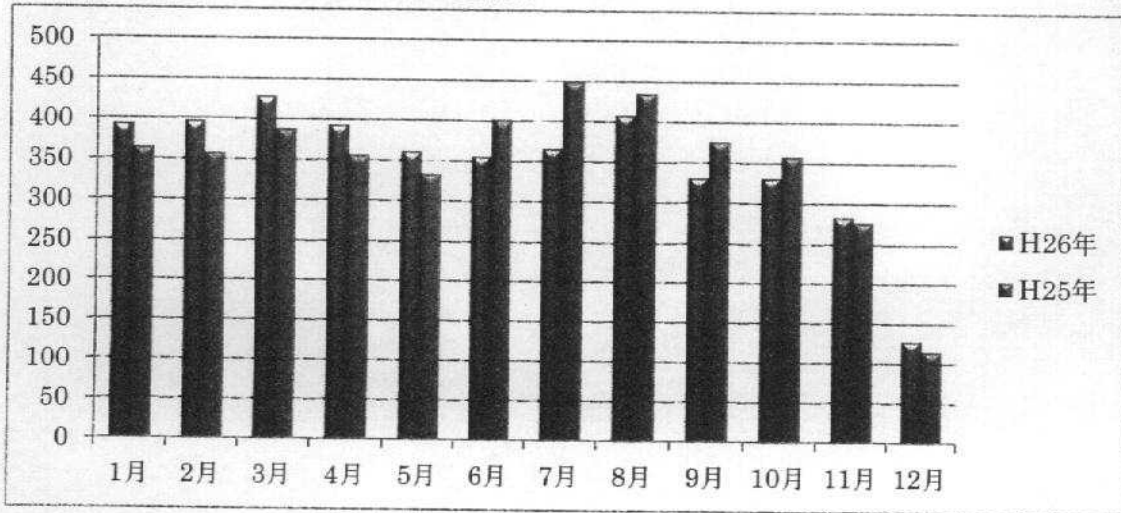
同様に死傷者数を発生月別に見ると、平成 26 年 1 月、2 月及び 3 月に前年に比べて顕著な増加が認められる。

こうした状況から、平成 26 年における労働災害増加については、消費税増税前の駆け込み需要に伴う生産活動や物流量の増加が主な要因として考えられる。

【死亡災害の月別発生状況の比較】

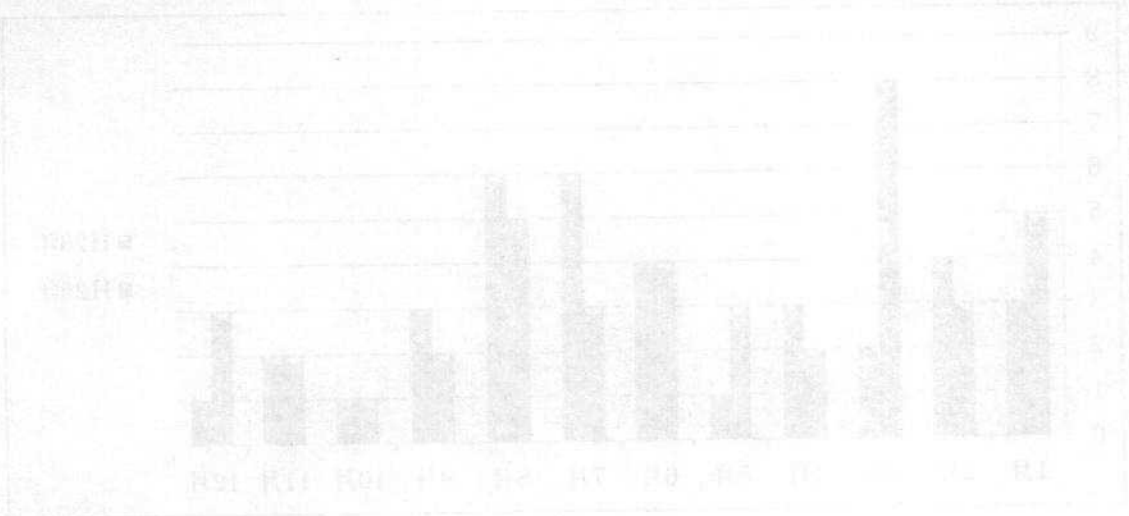


【死傷災害の月別発生状況の比較】

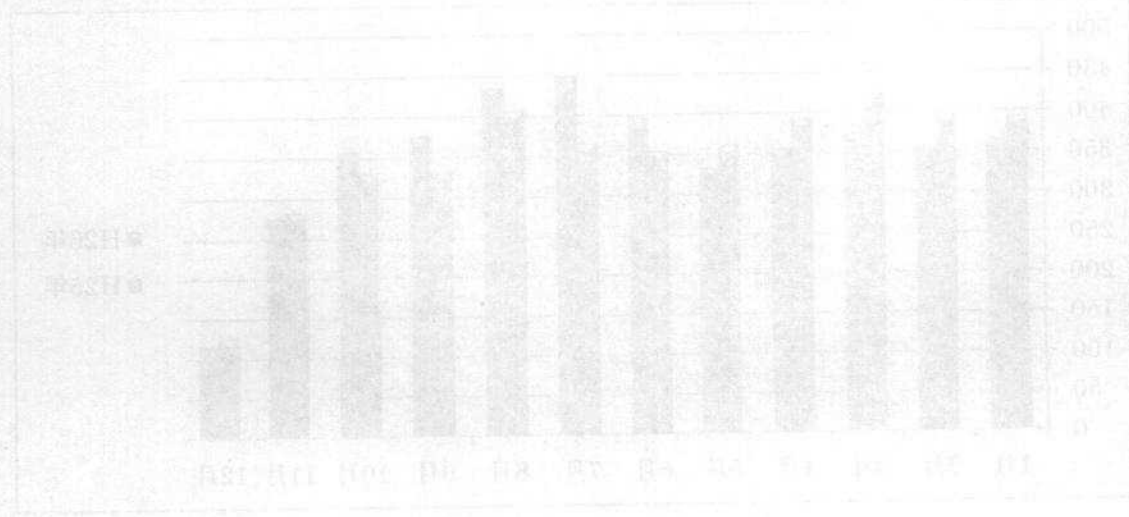


各地域別には、平成13年度から平成14年度にかけて、児童福祉費の削減が見られ、平成15年度から平成16年度にかけては、児童福祉費の増加が見られる。これは、児童福祉法改正による児童福祉サービスの拡充によるものである。また、児童福祉法の改正による児童福祉サービスの拡充に伴い、児童福祉費が増加している。

【各市の児童手当費額の増減】



【各市の児童手当費額の増減】



労働災害のない職場づくりに向けた 緊急対策の進捗状況

平成27年1月20日
兵庫労働局安全課

【兵庫労働局安全課より関係機関へ送付した文書】

平成26年8月「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」の状況

【平成26年労働災害発生状況(速報値)】

		7月末日速報	⇒	12月末日速報	⇒	主な取組み
全産業	死亡	26人(+5人 23.8%増)	⇒	41人(+5人 13.9%増)		<ul style="list-style-type: none"> ・林業関係団体に死亡災害防止対策の徹底を要請(3団体) ・建設関係団体等に災害防止対策の徹底を要請(16団体) ・労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請を実施(320団体) ・「年末年始無災害運動」について、兵庫県及び県内市町に対し、広報要請(61団体)
	死傷	2,263人(+129人 6.0%増)	⇒	4,176人(+32人 0.8%増)		
製造業	死亡	7人(+6人 600.0%増)	⇒	11人(+4人 57.1%増)		<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業に自主点検、個別指導等を実施 ・化学工業、金属製品製造業を中心に個別指導を実施
	死傷	598人(+36人 6.4%増)	⇒	1,065人(+19人 1.8%増)		
建設業	死亡	9人(+2人 28.6%増)	⇒	12人(+3人 33.3%増)		<ul style="list-style-type: none"> ・「墜落・転落」災害防止を重点とした個別指導等を実施 ・発注者との安全パトロールを実施
	死傷	310人(+44人 16.5%増)	⇒	572人(+31人 5.7%増)		
陸上貨物 運送事業	死亡	2人(△2人 50.0%減)	⇒	3人(△2人 40.0%減)		<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業に自主点検を実施 ・トラックからの「墜落」災害防止及び「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知啓発を重点とした個別指導を実施
	死傷	254人(△52人 17.0%減)	⇒	485人(△55人 10.2%減)		
第三次産業						
小売業	死傷	253人(+32人 14.5%増)	⇒	473人(+22人 4.9%増)		<ul style="list-style-type: none"> ・「安全推進者」の配置による自主的安全管理活動の促進を重点とした個別指導、集団指導等を実施
社会福祉施設	死傷	130人(+33人 34.0%増)	⇒	247人(+23人 10.3%増)		
飲食店	死傷	77人(△10人 11.5%減)	⇒	149人(△21人 12.4%減)		

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

注意：「死傷」は、休業4日以上之死傷災害を指す。増減は対平成25年同月比

労働災害の発生動向(事故の型別)

- 死亡災害は、「交通事故」は減少しているが、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」は依然として増加している。
- 死傷災害は、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」などが依然として増加している。

	7月速報		12月速報	
	死亡者数	前年同期比	死亡者数	前年同期比
墜落・転落	9	+4 (+80.0%)	15	+7 (+87.5%)
交通事故 (道路)	4	△5 (△55.6%)	7	△5 (△41.7%)
はさまれ・ 巻き込まれ	4	+3 (+300.0%)	9	+6 (+200%)
激突され	3	+2 (+200.0%)	3	+2 (+200%)
崩壊・倒壊	3	±0 (±0.0%)	4	±0 (±0.0%)
上記以外の 事故の型	3	+1 (+50.0%)	3	△5 (△62.5%)
合計	26	+5 (+23.8%)	41	+5 (+13.9%)

(出典:死亡災害報告)

	7月速報		12月速報	
	死傷者数	前年同期比	死傷者数	前年同期比
転倒	448	+11 (+2.5%)	828	+5 (+0.6%)
墜落・転落	396	+37 (10.3%)	729	+55 (+8.2%)
はさまれ・ 巻き込まれ	325	+26 (+8.7%)	587	+49 (+9.1%)
動作の反動 無理な動作	243	△4 (△1.6%)	468	+8 (+1.7%)
切れ・こすれ	177	+41 (30.1%)	305	+4 (+1.3%)
交通事故 (道路)	176	+37 (+26.6%)	335	+21 (+6.7%)
上記以外の 事故の型	498	△19 (△3.7%)	924	△110 (△10.6%)
合計	2,263	+129 (+6.0%)	4,176	+32 (+0.8%)

(出典:労働者死傷病報告)

製造業における災害の発生動向(事故の型別)

- 死亡災害は、件数が最も多い「はさまれ・巻きこまれ」が前年同期と比べて大幅に増加している。
- 死傷災害は、動力機械等に起因する「はさまれ・巻きこまれ」及び「切れ・こすれ」の増加率が大きく減少しており、緊急対策の成果が一定程度認められるものと考えられるが、作業者の行動に依るところが大きい「転倒」「墜落・転落」が依然として増加しており、行動災害の防止が課題である。

	7月速報		12月速報	
	死亡者数	前年同期比	死亡者数	前年同期比
はさまれ・巻きこまれ	2	+2 (+200%)	6	+4 (+200%)
墜落・転落	1	+1 (+100%)	1	+1 (+100%)
激突され	1	+1 (+100%)	1	+1 (+100%)
交通事故 (道路)	1	+1 (+100%)	1	+1 (+100%)
飛来・落下	1	+1 (+100%)	1	±0 (±0.0%)
上記以外の 事故の型	1	±0 (±0.0%)	1	△3 (△75.0%)
製造業合計	7	+6 (+600%)	11	+4 (+57.1%)

(出典:死亡災害報告)

	7月速報		12月速報	
	死傷者数	前年同期比	死傷者数	前年同期比
はさまれ・巻きこまれ	173	+8 (+4.8%)	303	+3 (+1.0%)
転倒	95	+13 (+15.9%)	185	+45 (+32.1%)
切れ・こすれ	55	+15 (+37.5%)	93	△1 (△1.1%)
墜落・転落	66	+10 (+17.9%)	115	+15 (+15.0%)
飛来・落下	54	△5 (△8.5%)	84	△20 (△19.2%)
動作の反動 無理な動作	46	△6 (△11.5%)	79	△4 (△4.8%)
上記以外の 事故の型	109	+1 (+0.9%)	206	△19 (△8.4%)
製造業合計	598	+36 (+6.4%)	1,065	+19 (+1.8%)

(出典:労働者死傷病報告)

建設業における災害の発生動向(事故の型別)

- 死亡災害は、緊急対策で重点事項とした「墜落・転落」、「はさまれ・巻きこまれ」では未だに前年同期比べて増加している。
- 死傷災害は、緊急対策で重点事項とした「墜落・転落」の災害増加率が縮小し、対策の効果が認められるが、「はさまれ・巻きこまれ」の増加率が、20%台の高水準のままである。

	7月速報		12月速報	
	死亡者数	前年同期比	死亡者数	前年同期比
墜落・転落	5	+1 (+25.0%)	7	+3 (+75.0%)
交通事故 (道路)	0	±0 (±0.0%)	0	△1 (△100%)
はさまれ・ 巻きこまれ	2	+2 (+200%)	3	+3 (+300%)
崩壊・倒壊	1	±0 (±0.0%)	1	±0 (±0.0%)
飛来・落下	0	±0 (±0.0%)	0	△1 (△100%)
上記以外の 事故の型	1	△1 (△50.0%)	1	△1 (△50.0%)
建設業合計	9	+2 (+28.6%)	12	+3 (+33.3%)

(出典:死亡災害報告)

	7月速報		12月速報	
	死傷者数	前年同期比	死傷者数	前年同期比
墜落・転落	121	+25 (+26.0%)	217	+24 (+12.4%)
はさまれ・ 巻きこまれ	33	+7 (+26.9%)	68	+15 (+28.3%)
転倒	26	△7 (△21.2%)	53	△5 (△8.6%)
飛来・落下	25	△4 (△13.8%)	39	△11 (△22.0%)
切れ・こすれ	33	+14 (+73.7%)	56	+8 (+16.7%)
上記以外の 事故の型	72	+9 (+14.3%)	139	±0 (±0.0%)
建設業合計	310	+44 (+16.5%)	572	+31 (+5.7%)

(出典:労働者死傷病報告)

陸上貨物運送事業における災害の発生動向(事故の型別)

- 死亡災害は、「交通事故」は前年同期に比べて大幅に減少している。
- 死傷災害は、「動作の反動・無理な動作」は前年同期に比べて減少したが、「墜落・転落は」は増加している。

	7月速報		12月速報	
	死亡者数	前年同期比	死亡者数	前年同期比
交通事故 (道路)	1	△3 (△75.0%)	2	△3 (△60.0%)
はさまれ・ 巻きこまれ	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
墜落・転落	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
激突され	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
崩壊・倒壊	1	+1 (+100.0%)	1	+1 (+100.0%)
飛来・落下	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
上記以外の 事故の型	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
陸上貨物運 送事業合計	2	△2 (△50.0%)	3	△2 (△40.0%)

(出典:死亡災害報告)

	7月速報		12月速報	
	死傷者数	前年同期比	死傷者数	前年同期比
墜落・転落	75	+3 (+4.2%)	133	+10 (+8.1%)
転倒	36	△7 (△16.3%)	66	△4 (△5.7%)
動作の反動 無理な動作	26	△21 (△44.7%)	60	△25 (△29.4%)
はさまれ・ 巻きこまれ	41	+2 (+5.1%)	70	±0 (±0.0%)
激突	27	△10 (△27.0%)	46	△12 (△20.7%)
交通事故 (道路)	18	△5 (△21.7%)	39	+1 (+2.6%)
上記以外の 事故の型	31	△14 (△31.1%)	71	△25 (△26.0%)
陸上貨物運 送事業合計	254	△52 (△17.0%)	485	△55 (△10.2%)

(出典:労働者死傷病報告)

労働災害発生状況(小売業)

- 死傷災害は4.9%(22人)増加で、緊急対策要請時より9.6ポイント縮小した。
- 事故の型別では、死傷災害の約3割を占める「転倒」で増加傾向に改善が見られないほか、「交通事故(道路)」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」も、依然として増加率が高水準で推移している。

	7月速報		12月速報	
	死傷者数	前年同期比	死傷者数	前年同期比
転倒	74	△3 (△3.9%)	135	±0 (±0.0%)
交通事故(道路)	40	+12 (+42.9%)	77	+10 (+14.9%)
動作の反動 無理な動作	31	+7 (+29.2%)	55	+5 (+10.0%)
墜落・転落	26	+5 (+23.8%)	57	+7 (+14.0%)
切れ・こすれ	30	+10 (+50.0%)	47	+1 (+2.2%)
上記以外の 事故の型	52	+1 (+2.0%)	102	△1 (△1.0%)
小売業合計	253	+32 (+14.5%)	473	+22 (+4.9%)

(出典:労働者死傷病報告)

労働災害発生状況(社会福祉施設)

- 死傷災害は10.3%(23人)増加で、緊急対策要請時より23.7ポイント縮小した。
- 事故の型別では、死傷災害で約3分の1を占める「動作の反動・無理な動作」で増加傾向に改善が見られないほか、「転倒」「交通事故(道路)」は増加幅は縮小しているが依然として高水準である。

	7月速報		12月速報	
	死傷者数	前年同期比	死傷者数	前年同期比
動作の反動 無理な動作	41	+5 (+13.9%)	86	+12 (+16.2%)
転倒	39	+20 (+105%)	60	+4 (+7.1%)
交通事故(道路)	19	+6 (+46.2%)	31	+5 (+19.2%)
墜落・転落	3	△4 (△57.1%)	11	△4 (△57.1%)
激突	7	+1 (+16.7%)	16	+2 (+14.3%)
上記以外の 事故の型	21	+5 (+31.3%)	43	+4 (+10.3%)
社会福祉 施設合計	130	+33 (+34.0%)	247	+23 (+10.3%)

(出典:労働者死傷病報告)

労働災害発生状況(飲食店)

- 死傷災害は12.4%(21人)減少で、緊急対策要請時より0.9ポイント改善した。
- 事故の型別では「動作の反動・無理な動作」、「転倒」及び「切れ・こすれ」の減少率は大きい
が、「墜落・転落」、「高温・低温の物との接触」は大幅に増加している。

	7月速報		12月速報	
	死傷者数	前年同期比	死傷者数	前年同期比
転倒	24	+2 (+9.1%)	40	△7 (△14.9%)
切れ・こすれ	20	△4 (△16.7%)	39	△6 (△13.3%)
高温・低温の物との接触	14	+2 (+12.5%)	28	+4 (+16.7%)
動作の反動無理な動作	1	△5 (△83.3%)	4	△8 (△66.7%)
墜落・転落	5	+4 (+400%)	10	+8 (+400%)
上記以外の事故の型	13	△9 (△40.9%)	28	△12 (△30.0%)
飲食店合計	77	△10 (△11.5%)	149	△21 (△12.4%)

(出典:労働者死傷病報告)

林業における災害の発生動向(事故の型別)

- 死亡災害は、「激突され」及び「崩壊・倒壊」が発生した。
- 死傷災害は、前年同期より件数が減少している。

	7月速報		12月速報	
	死亡者数	前年同期比	死亡者数	前年同期比
激突され	1	+1 (+100%)	1	+1 (+100%)
崩壊・倒壊	1	+1 (+100%)	2	+2 (+200%)
飛来・落下	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
墜落・転落	0	±0 (±0.0%)	0	△1 (△100%)
はさまれ・巻きこまれ	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
上記以外の事故の型	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
林業合計	2	+2 (+200%)	3	+2 (+200%)

(出典:死亡災害報告)

	7月速報		12月速報	
	死傷者数	前年同期比	死傷者数	前年同期比
切れ・こすれ	7	△1 (△12.5%)	10	△3 (△23.1%)
激突され	9	+5 (+125%)	11	+2 (+22.2%)
飛来・落下	4	±0 (±0.0%)	4	△3 (△42.9%)
転倒	2	+2 (+200%)	3	+2 (+200%)
墜落・転落	1	△4 (△80.0%)	1	△6 (△85.7%)
上記以外の事故の型	3	△1 (△25.0%)	6	△1 (△14.3%)
林業合計	26	+1 (+4.0%)	35	△9 (△20.5%)

(出典:労働者死傷病報告)

港湾運送業における災害の発生動向(事故の型別)

- 死亡災害は、発生していない。
- 死傷災害は、前年同期より減少している。

	7月速報		12月速報	
	死亡者数	前年同期比	死亡者数	前年同期比
墜落・転落	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
飛来・落下	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
激突され	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
高温・低温の物との接触	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
おぼれ	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
崩壊・倒壊	0	△1 (△100%)	0	△1 (△100%)
はさまれ・巻きこまれ	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
上記以外の事故の型	0	±0 (±0.0%)	0	±0 (±0.0%)
港湾運送業合計	0	△1 (△100%)	0	△1 (△100%)

	7月速報		12月速報	
	死傷者数	前年同期比	死傷者数	前年同期比
墜落・転落	3	±0 (±0.0%)	5	△2 (△28.6%)
はさまれ・巻きこまれ	2	±0 (±0.0%)	4	±0 (±0.0%)
転倒	3	+2 (+200%)	3	△1 (△25.0%)
飛来・落下	1	±0 (±0.0%)	2	±0 (±0.0%)
動作の反動 無理な動作	4	+3 (+300%)	5	+2 (+66.7%)
上記以外の事故の型	2	△4 (△66.7%)	6	△5 (△45.5%)
港湾運送業合計	15	+1 (+7.1%)	25	△6 (△19.4%)

(出典:労働者死傷病報告)

(出典:死亡災害報告)

平成27年 死亡災害発生状況(兵庫県内速報値)

	平成27年1月～作成日		前年同期		前年比較	
	死亡者数	構成率	死亡者数	構成率	増減数	増減率
全業種	12	100.0%	16	100.0%	-4	-25.0%
製造業	2	16.7%	2	12.5%	0	0.0%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
建設業	3	25.0%	6	37.5%	-3	-50.0%
交通運輸業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
陸上貨物運送事業	2	16.7%	1	6.3%	1	100.0%
港湾荷役業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
林業	0	0.0%	2	12.5%	-2	-100.0%
その他の事業	5	41.7%	5	31.3%	0	0.0%

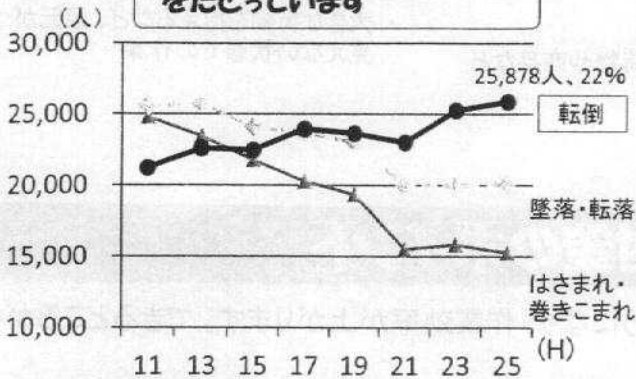
(圖解表內果類與) 果其主果香與之表 年VS期平

年VS期平	果其主果香與之表	果類與	果其主果香與之表	果類與	果其主果香與之表	果類與	果其主果香與之表	果類與
100.00%	0	31.3%	0	31.3%	0	0.0%	0	0.0%
100.00%	3	15.2%	3	15.2%	3	0.0%	3	0.0%
100.00%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
100.00%	1	0.3%	1	0.3%	1	0.0%	1	0.0%
100.00%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
100.00%	3	31.2%	3	31.2%	3	0.0%	3	0.0%
100.00%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
100.00%	3	15.2%	3	15.2%	3	0.0%	3	0.0%
100.00%	3	16.3%	3	16.3%	3	0.0%	3	0.0%
100.00%	15	100.0%	15	100.0%	15	0.0%	15	0.0%

職場での転倒事故を減らしましょう！

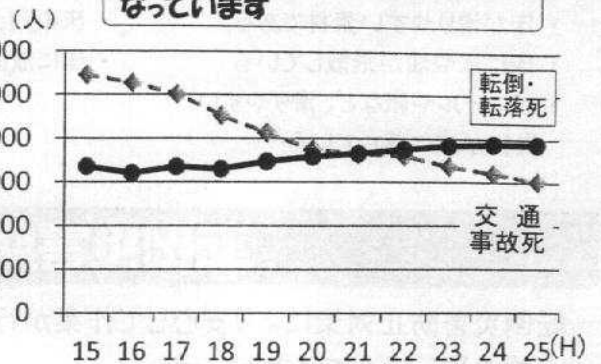
仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、年間26,000人ほどで、労働災害の種類では最も多くなっています。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高く、日常生活での不慮の事故による死因の中でも、転倒・転落死は交通事故死を超えています。

転倒災害は年々増加の一端をたどっています



出典：厚生労働省 労働者死傷病報告「事故の型別死傷者数の推移」

日常生活でも転倒・転落事故は交通事故よりも死亡者が多くなっています



出典：厚生労働省 人口動態統計「死因別死者数の推移」

あなたの職場では、このような災害が起こっていませんか？

業種	災害の発生状況	業種	災害の発生状況
金属製品製造業	<p>工場内で発生した機械のトラブル処理のため駆け出したところ、作業通路に散らばっていたネジを踏んで足を滑らせ転倒した。</p>	飲食店	<p>空の容器を抱えた状態で従業員通路の階段を降りていた時に、足元が見えず階段を踏み外してバランスを崩し転倒した。</p>
ケガの程度		ケガの程度	
休業10日間		休業2カ月	
対策のポイント		対策のポイント	
<input type="checkbox"/> 足元に落ちた材料などは、速やかに片付けることを徹底する <input type="checkbox"/> 他の労働者が通ることを踏まえ、作業通路に物を放置しない <input type="checkbox"/> 足元の障害物に気づけるよう、余裕をもった行動を心がける		<input type="checkbox"/> 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする <input type="checkbox"/> 大きな荷物を運ぶときは台車を使用する <input type="checkbox"/> 危険箇所には表示して注意を促す <input type="checkbox"/> 階段の昇降はゆっくりを心がける	

業種	災害の発生状況	業種	災害の発生状況
食料品製造業	<p>厨房で揚げ物をバックに詰めるため、容器を取ろうと前方にかがんだところ、床に飛び散った油で滑ってバランスを崩し転倒した。</p>	小売業	<p>バックヤードで商品の検品中に、レジのヘルプ連絡を受けて店内に向かう途中、台車に足を引っかけてバランスを崩し捻挫した。</p>
ケガの程度		ケガの程度	
休業10日間		休業1カ月半	
対策のポイント		対策のポイント	
<input type="checkbox"/> 作業の都度、床の油などは放置せず取り除く <input type="checkbox"/> 滑りにくい靴底の履物を着用する		<input type="checkbox"/> 通路に物を置かない、整理・整頓をする <input type="checkbox"/> 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する <input type="checkbox"/> 危険箇所には表示して注意を促す	

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



[主な原因]

- ・床が滑りやすい素材である。
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき



[主な原因]

- ・床の凹凸や段差
- ・床に放置された荷物や商品など

踏み外し



[主な原因]

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



【コラム】正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要がありますので、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

STOP！転倒災害プロジェクト2015

～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を実施しています。

【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

【プロジェクト実施期間】

平成27年1月20日から12月31日まで

プロジェクトの効果を上げるため、積雪や凍結による転倒災害の多い2月と全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とします。

「STOP！転倒災害特設サイト」をご活用下さい！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

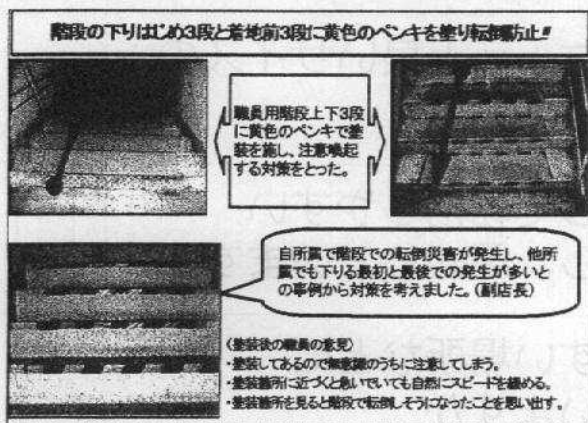
<厚生労働省 ホームページ>

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」で検索

STOP！転倒 検索

1 転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、転倒災害防止に役立つ保護具や用具などを紹介しています。



(資料出所:中央労働災害防止協会)

2 転倒予防の知識養成セミナーの紹介

転倒を防ぐための実習を交えて基礎知識を身につけるセミナー、転倒災害防止の基本となる「4S活動」や「KY活動」をテーマとした研修を実施します。

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	時間に追われて、あわてて作業を行って いませんか	<input type="checkbox"/>
5	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	<input type="checkbox"/>
6	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
7	作業靴は、作業に合ったちょうど良いサイズの ものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
8	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
9	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと
作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

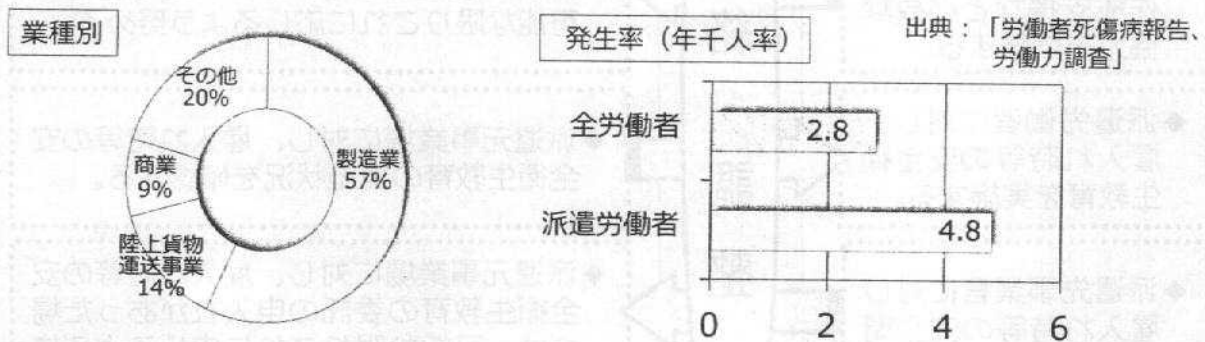
派遣労働者に対する安全衛生教育について

製造業で働く派遣労働者の労働災害発生率は高く、中でも、経験期間の浅い方の労働災害の占める割合が高くなっています。このため、

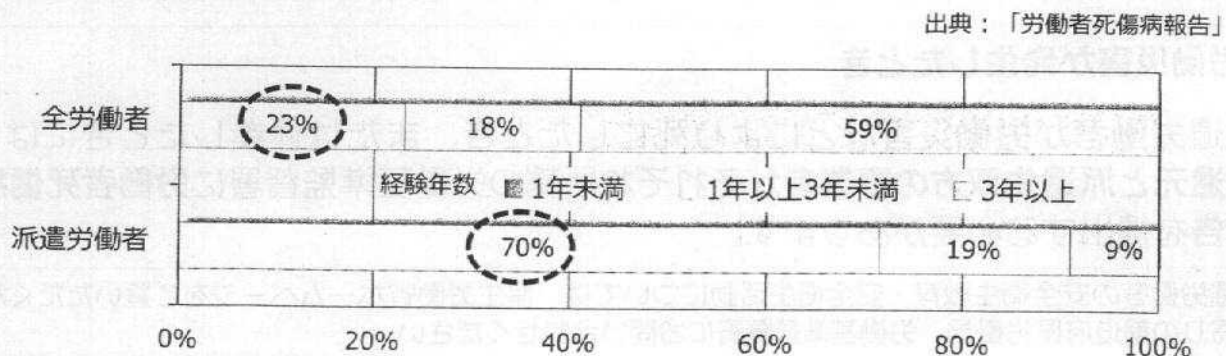
- 派遣労働者に対する安全衛生教育を労働災害防止に必要な内容・時間をもって行うこと（雇入れのとき、派遣先が変わった時、作業内容が変わったとき）
- 派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整することが重要です。

派遣労働者の労働災害発生状況（平成25年）

- ▶ 派遣労働者の労働災害のうち約6割が製造業で発生しています。製造業における派遣労働者の労働災害発生率は全労働者に比べて高くなっています。



- ▶ 製造業で被災した派遣労働者の約7割が経験年数1年未満です。



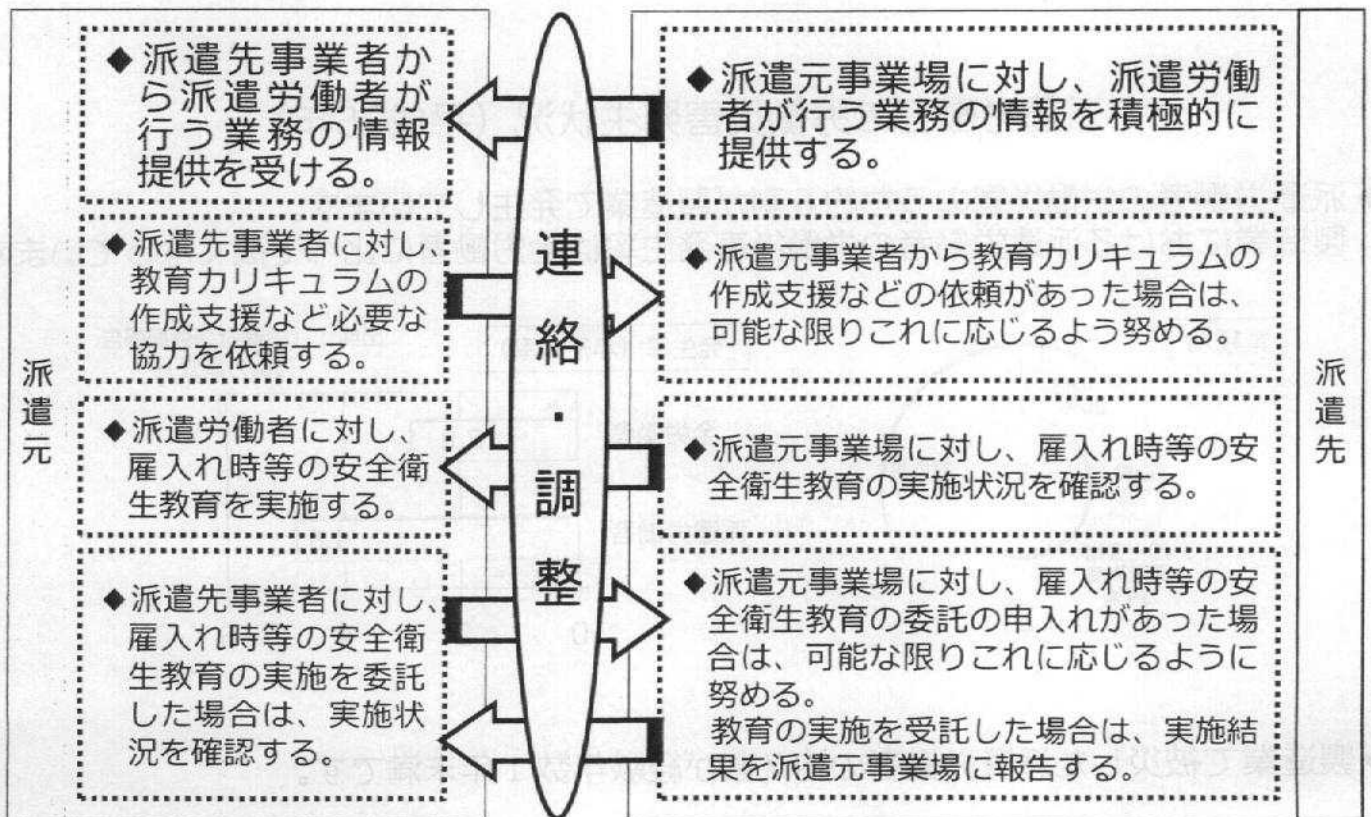
派遣元・派遣先事業者が行う安全衛生教育

派遣労働者については、雇入れ時・作業内容変更時（派遣時）の安全衛生教育は派遣元に、危険有害業務に従事する者に対する特別教育は派遣先に実施義務があります。

<安全衛生教育>

派遣元	派遣労働者を雇入れたとき	雇入れ時教育
	派遣先事業場を変更したとき	作業内容変更時教育
派遣先	法令で定められた危険・有害な業務に派遣労働者を従事させるとき	特別教育
	受け入れている派遣労働者の作業内容を変更したとき	作業内容変更時教育

派遣元・派遣先事業者が連携して行う事項



▶ 労働災害が発生したとき

派遣労働者が労働災害などにより死亡したとき、または休業したときには、**派遣元と派遣先双方の事業者**がそれぞれ所轄の労働基準監督署に**労働者死傷病報告**を提出する必要があります。

派遣労働者の安全衛生教育・安全衛生活動については、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省 ホームページ「派遣労働者の安全衛生対策について」

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署

派遣労働者 安全衛生 **検索**

労基署 所在地 **検索**

安全で安心な職場をつくりましょう

小売業・飲食店では、多くのパート、アルバイト、派遣従業員などが働いています。安全で安心な職場環境は、働く方にとって大切なだけでなく、顧客サービスの向上にもつながります。

雇用形態に関わらず、従業員全員が積極的に安全衛生活動に取り組むことが重要です。

「安全衛生教育」では正しい作業方法を伝えましょう

<教育の方法>

「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「器具の正しい操作方法」などを知ることで、労働災害を防ぐことができます。

教育・研修では、「どんな労働災害が起こっているか」「どうしたら労働災害は防げるか」「正しい作業手順（マニュアル）」はどのような内容かなどを従業員に教えます。

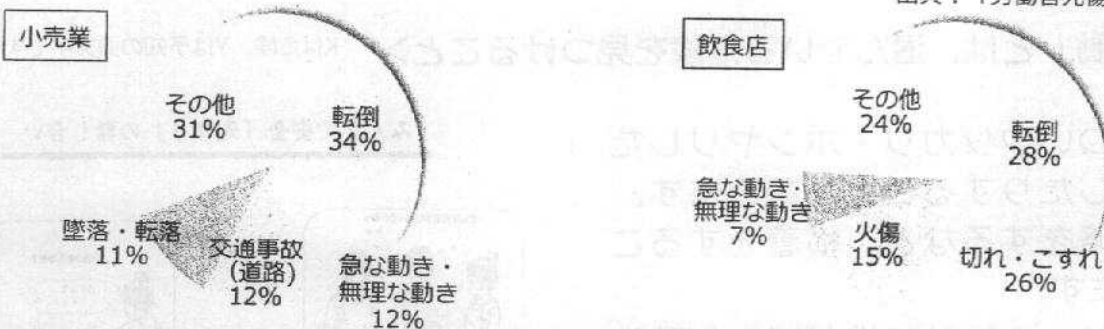
特に、初めて職場に就いた従業員には、雇入れ時に安全教育を行う必要があります。

労働災害事例を活用することも効果的です。

（労働災害事例については厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」をご活用ください）

小売業・飲食店で働く労働者の事故の型別労働災害発生状況（平成25年）

出典：「労働者死傷病報告」



▶小売業では、転倒、急な動き・無理な動きが半数近くを占めます。

▶飲食店では、転倒、切れ・こすれが過半数を占めます。

<効果的な方法>

朝礼など、従業員が集まる機会を捉えて教育・研修を行う方法もあります。

複数店舗（一定のエリア内の店舗など）合同で集合研修すれば、他店舗からの参加者と情報交換や意識の共有ができ、従業員の労働安全意識が高まることが期待されます。

外部講師や研修実施機関を活用する方法もあります。



「安全衛生」活動に積極的に参加しましょう

<「4S活動」とは、労働災害の原因を取り除くこと> 4Sは整理・整頓・清掃・清潔の頭文字です

整理…必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分すること

進め方：

- ① 不要な物の廃棄基準、物の要不要を判断する責任者を決める。
- ② 4Sゾーン（区域）ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する。（定期的に行う）
- ③ 店長（または安全担当者）が定期的に整理の状況をチェックする。
- ④ チェック結果をもとに廃棄基準などを改善し、必要に応じ見直す。

整頓…必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

進め方：

- ① 現状を把握する。（置く物、置き場所、置き方、使用時の移動距離）
- ② 置く物の種類、置き場所、必要数量を決定する。（種類・量とも絞り、移動距離を短くすること）
- ③ 場所ごとの管理担当者を決める。
- ④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。
- ⑤ 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。



清掃…作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除くこと

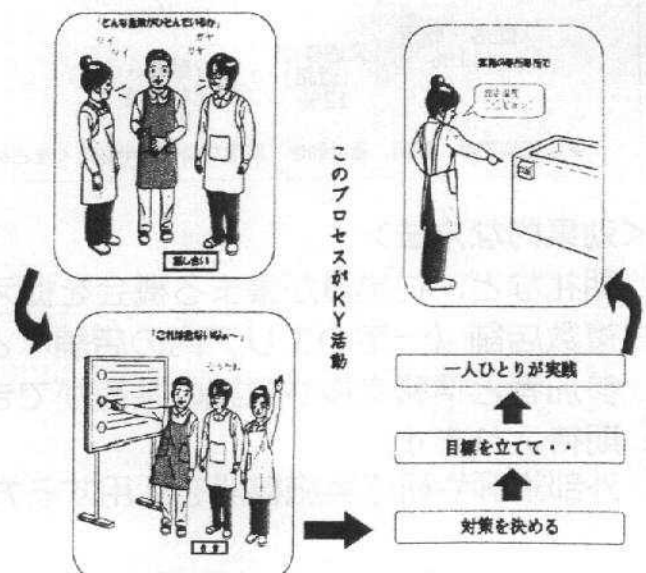
清潔…職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続けること、作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておくこと

<「KY活動」とは、潜んでいる危険を見つけること> Kは危険、Yは予知の頭文字です

誰でも、ついウツカリ・ボンヤリしたり、錯覚したりすることがあります。近道や省略をするなど、横着をすることもあります。

このような人の行動特性が誤った動作などの危険な行動（ヒューマンエラー）をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

みんなで安全「先取り」の話し合い



事故・災害を防止するためには、仕事を始める前に、どんな危険が潜んでいるか、「これは危険」という危険な箇所について確認し合います。

そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが「指差し呼称」で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。

このプロセスがKY活動です。

(K=危険 Y=予知)

〈行動の要所要所での指差し呼称（基本型）〉

締まった形をつくる！
緩拳の形から

人差し指を
まっすぐ突き出す



親指を中指にかけた緩拳の形から、人差し指をまっすぐに突き出すと締まった形になります。

キビキビとした動作で！

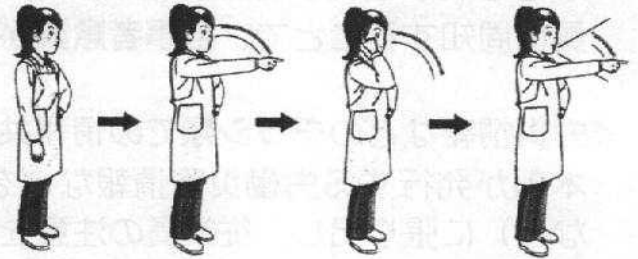


① 対象を見る

② 指を差し

③ 耳へ

④ 振り下ろす



・呼称項目「○○」と指えながら
・右腕を伸ばし
・人差し指で対象を指差し
・対象をしっかり見る

・右手を耳元まで
振り上げながら
・本音に聞こえる
声を出しながら

・確認できたら
「よし」と指えながら
・確認対象に向かって
振り下ろす

<危険の「見える化」とは 危険を共有すること>

危険の「見える化」とは、職場の危険を従業員全員で共有するために**可視化（＝見える化）**することです。

KY活動で見つけた危険なポイントに、ステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。

墜落や衝突などのおそれのある箇所が分かっているならば、慎重に行動することができます。

<ステッカーの種類>



店内フロアの図に危険箇所を記したものを、従業員の休憩場所やバックヤードに掲示する方法もあります。（危険マップ）

これら、安全活動を推進するためには、旗振り役が必要です。「安全推進者」を配置しましょう。



従業員への意識向上を図りましょう

<朝礼・夕礼などを通じた周知>

店長・副店長や部門長から、従業員全員に対して、自店舗・他店舗で発生した労働災害や、その月の労働安全目標、あるいは、繁忙期などの時期やイベントに応じた労働災害防止のための注意事項を周知します。

パートタイマーやアルバイトは、勤務時間が多様で一堂に会する機会は少ないかもしれません。伝達者を決めておくなどにより、さまざまな機会を通じて全員に周知することで、**当事者意識が高まる**ことが期待されます。

<労災情報などのチラシ類での情報共有・注意喚起>

本部が発行する労働災害情報などを従業員の目に触れる場所（掲示板、休憩所など）に張り出し、従業員の注意を促します。

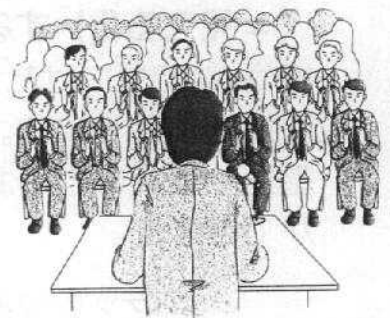
労働災害情報のチラシには、事故の内容、原因、状況、対策などを記載します。掲示場所の近くに労働災害につながるような「ヒヤリ」とした、「ハット」した体験などを聞くための意見箱を置き、従業員の**労働災害意識を高める**ことも有効です。

<労働安全月間、労働安全キャンペーン>

労働災害防止活動を強化することを目的として、1年のある月を「**労働安全月間**」と定めます。

この月間に、安全教育を行うことで、労働安全に対する意識をより高めることが期待できます。

従業員一人ひとりが「**労働災害ゼロ宣言**」などの目標を宣言する取組みをしている会社もあります。



<「職場見直し時間帯」の設定>

1日の営業時間内に「職場見直し時間帯」を設定し、商品や台車などの什器類を整理整頓し、また、商品の運搬などでの安全行動の徹底を図ります。特に、昼時や夕方の繁忙時の前に行えば、従業員の安全に加えて、安全な店舗運営、サービスレベルの向上にもつながります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

<厚生労働省ホームページ>

第三次産業の労働災害防止対策について

第三次産業 労働災害

検索

職場のあんぜんサイト（労働災害事例）

あんぜん 労働災害

検索

兵庫県内の各種団体と事業場の参加をお願いします。

ゼロ(災)兵庫

兵庫リスク低減運動



**全員参加のリスク低減運動を展開し、
安心安全な職場の実現**

主 唱 者 兵庫労働局・県下各労働基準監督署
主 催 者 兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会
協力団体 兵庫県経営者協会 兵庫県中小企業団体中央会 連合兵庫 兵庫県社会保険労務士会

兵庫リスク低減運動実施要綱

平成 26 年 2 月 27 日制定

1 趣旨・目的

事業者が、自主的に安全衛生管理水準の向上を図るため、リスクアセスメントに取り組むことが労働安全衛生法第 28 条の 2 に規定され、これまで行政及び労働災害防止団体等において、リスクアセスメントに関する研修会や教育等を実施し普及促進に努めた結果一定の成果は見られたものの、労働災害の減少に直結していない業種があるなど必ずしも十分な取組状況といえないところである。

そこで、「兵庫リスク低減運動」を展開し、リスクアセスメントの実践と定着を図り、労働災害をゼロとすることとする。

2 運動名称

運動の名称は、「兵庫リスク低減運動」とする。業種別団体における本運動の名称は、取組業種を冠し「兵庫〇〇業リスク低減運動」と称する。

3 スローガン

『全員参加のリスク低減運動を展開し、安心安全な職場の実現』

4 期間

平成 25 年度～平成 29 年度

5 主唱者

兵庫労働局・各労働基準監督署

6 主催者

兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会

7 協力団体

兵庫県経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会兵庫県連合会、兵庫県社会保険労務士会

8 参加団体

本運動に賛同し、取り組む団体

9 実施者

兵庫県内の事業場

10 主唱者の実施事項

リスク低減運動普及のための指導・援助

11 主催者の実施事項(災防団体にあつては、13 に定める事項を併せて実施)

- ①リスク低減運動取組宣言の実施を勧奨
- ②リスクアセスメント推進大会の実施
- ③安全衛生パトロールの実施
- ④リスクアセスメント研修会の実施
- ⑤各構成団体における運動取組状況の把握

12 協力団体の実施事項

本運動に関する周知等の支援

13 参加団体の実施事項 (①②は必須、ほかは選択して実施)

- ①リスク低減運動参加宣言を行い、宣言書を掲示
- ②会員等にリスクアセスメントの実施を勧奨
- ③ポスター、垂れ幕等の掲示
- ④会員等にリスクアセスメント研修等の受講を勧奨
- ⑤会員等にリスクアセスメントの記録と保存を勧奨
- ⑥会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の見える化等の実施を勧奨
- ⑦会員等に安全衛生パトロールの実施
- ⑧会員等の取組宣言とリスクアセスメント実施状況の把握

14 実施者(事業場)の実施事項

- ①リスク低減運動取組宣言を行い、宣言書を掲示
- ②ポスター、垂れ幕等の掲示
- ③リスクアセスメント研修等の受講
- ④リスクアセスメントの実施
- ⑤リスクアセスメントの記録と保存
- ⑥危険箇所の見える化、リスク低減措置の見える化等の実施
- ⑦安全衛生パトロールの実施

リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性又は有害性（ハザード）を特定し、これを除去、低減する対策を講ずる一連の流れです。

リスクとは特定された危険性又は有害性によって生ずる負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせで見積もるものです。

リスクアセスメントに基づき対策を講ずることにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

リスクアセスメントの基本的な手順は以下のとおりです。

- ① 労働者の就業における危険性又は有害性の特定
- ② 特定した全ての危険性又は有害性ごとの見積り
- ③ 見積りに基づき、リスクを低減するための優先度の設定
- ④ リスク低減措置の内容の検討
- ⑤ 優先度に対応した、リスク低減措置の実施
- ⑥ リスクアセスメント及びリスク低減措置の記録

作業名 (機械・設備)	作業の危険性又は有害性と発生のおそれのある災害	リスクの見積り			リスク低減措置案	措置実施後のリスクの見積り		
		災害の重篤度	発生の可能性	リスクの程度		災害の重篤度	発生の可能性	リスクの程度
台車による運搬作業	重い物を過大に積載し、運搬中に操作ができず、荷崩れを起こすなどして打撲する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示する ② 順守事項を掲示する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

災害に重篤度

×：致命的・重大（死亡災害や休業1月以上の災害）

△：中程度（休業1月未満の災害）

○：軽度（かすり傷程度）

災害の可能性

×：高い又は比較的高い（毎日、危険性又は有害性に接近する/かなり注意しても災害につながる）

△：可能性がある（修理などの作業で、危険性又は有害性に時々接近する）

○：ほとんどない（危険性又は有害性に接近することは、めったにない）

災害の重篤度と発生の可能性との組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度		
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
発 生 の 可 能 性	高い又は比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

リスクの程度

Ⅲ：直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある

Ⅱ：速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある

Ⅰ：必要に応じてリスク低減対策を実施すべきリスクがある

労働安全衛生法第28条の2により、事業者にはリスクアセスメントの実施について努力義務が課せられている。

対象業種は以下のとおり（但し、化学物質に関する事項は全業種が対象）

製造業、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

詳しくは兵庫労働局ホームページをご覧ください。運動用品などがご覧いただけます。

インターネットで、「兵庫リスク低減運動」で検索してください。

url は、http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/_119947.html

「兵庫リスク低減運動」展開中!

兵庫労働局では、平成25年度から「兵庫リスク低減運動」を主唱し、県内の多くの事業者団体等にご参加いただき、運動を展開しています。この運動により、リスクアセスメントの実践と定着を図り、労働災害ゼロを目指しますので、ぜひご参加をお願いいたします。

情報、行事等のお知らせ(平成26年6月24日現在)

[兵庫リスク低減運動実施要綱\(平成26年2月27日制定\)](#)

[兵庫リスク低減運動参加団体名簿\(平成26年6月24日現在\)](#)

兵庫県内の事業場の皆様へ

(参加団体の会員様以外の事業場の方も活用ください)

- (1) [ポスター](#) クリックするとPDF画面が表示されますので適宜プリントアウトしてください。
- (2) [取組宣言書\(事業場用\)\(PDF版\)](#) [取組宣言書\(事業場用\)\(ワード版\)](#)
クリックすると、画面が表示されますので、適宜プリントアウトしてください。
ワード版の場合は、取組内容や事業場名を加除訂正可能ですので、各事業場の取組事項を追加するなど活用してください。

運動参加団体の皆様へ

リスク低減運動用品(ポスター、紙のぼり、取組宣言書)

- (1) [ポスター](#) クリックすると、PDF画面が表示されますので適宜プリントアウトしてください。
- (2) [紙のぼり1\(PDF版、3分割\)](#) [紙のぼり1\(PDF版、分割なし\)](#)
[紙のぼり2\(PDF版、3分割\)](#) [紙のぼり2\(PDF版、分割なし\)](#)
クリックすると画面が表示されますので、適宜プリントアウトしてください。
3分割の方は、プリントアウトした後、縦に3枚を貼り合わせてください。
分割なしの方は、プリンタのポスター印刷機能(3×3)、垂れ幕印刷機能があれば大判が印刷できます。
[紙のぼり1\(エクセル版\)](#) [紙のぼり2\(エクセル版\)](#)
エクセル版では、団体名を入力することができます。ページ拡大により大判(貼り合わせによる)印刷ができます。
- (3) [参加宣言書\(団体用\)\(PDF版\)](#) [参加宣言書\(団体用\)\(ワード版\)](#)
参加団体用を主催者において用意します。クリックすると見本が表示されます。

リスクアセスメント関係資料

- (1) [「リスクアセスメントとは」\(兵庫労働局作成平成20年2月\)](#) (兵庫労働局hp)
- (2) [「事例でわかる職場のリスクアセスメント」](#) (厚生労働省hp)
- (3) [リスクアセスメント等関連資料・教材一覧](#) (厚生労働省hp)

その他関係資料

- (1) [第12次労働災害防止計画](#) (厚生労働省hp)
- (2) [兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画の概要](#) (リーフレット、兵庫労働局hp)
- (3) [兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画](#) (全文、兵庫労働局hp)
- (4) [兵庫第11次労働災害防止推進5か年計画の推進結果](#) (業種別災害件数、兵庫労働局hp)

お知らせ 県内に所在する事業者団体等で、新たに本運動に参加を検討されている場合は、
兵庫労働局安全課(電話078-367-9152)にご連絡ください。

お問い合わせは、兵庫労働局、又は県下各労働基準監督署まで

兵庫労働局安全課 電話 078-367-9152

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1の1の3 神戸クリスタルタワー16階



「兵庫リスク低減運動」の参加団体等名簿

平成 27 年 2 月 17 日現在

主唱者

兵庫労働局・県下各労働基準監督署

主催者 兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会
(主催者のうち、災害防止 8 団体※は、参加団体としても取り組む)

一般社団法人 兵庫労働基準連合会 ※
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部 ※
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部 ※
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部 ※
林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部 ※
一般社団法人 日本クレーン協会 兵庫支部 ※
一般社団法人 日本ボイラ協会 兵庫支部 ※
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部 ※
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫支部
兵庫県 R S T トレーナー会
独立行政法人労働者健康福祉機構 兵庫産業保健総合支援センター
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター

協力団体

兵庫県経営者協会
兵庫県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会 兵庫県連合会 (連合兵庫)
兵庫県社会保険労務士会

参加団体

一般社団法人 関西ガラス外装クリーニング協会
全国造船安全衛生対策推進本部 西日本総支部 兵庫支部
低層住宅安全衛生協議会兵庫
一般社団法人 日本砕石協会 兵庫県支部
公益社団法人 日本新聞販売協会 近畿地区本部 兵庫県支部
一般社団法人 日本造園建設業協会 兵庫県支部
一般社団法人 日本塗装工業会 兵庫県支部
兵庫県屋外広告美術協同組合

兵庫県管工事業協同組合連合会
一般社団法人 兵庫県空調衛生工業協会
一般社団法人 兵庫県警備業協会
兵庫県建設労働組合連合会
兵庫県高圧ガス協同組合
一般社団法人 兵庫県高圧ガス保安協会
兵庫県ゴルフ協会支配人会
一般社団法人 兵庫県産業廃棄物協会
兵庫県自動車車体整備協同組合
一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会
兵庫県鉄工建設業協同組合
兵庫県電気工事工業組合
一般社団法人 兵庫県電業協会
兵庫県薦土工連合会
一般社団法人 兵庫県トラック協会
公益社団法人 兵庫県バス協会
一般社団法人 兵庫ビルメンテナンス協会
兵庫県解体工事業協会

参加団体(各地区労働基準協会)

神戸東労働基準協会
神戸西労働基準協会
尼崎労働基準協会
姫路労働基準協会
伊丹労働基準協会
西宮労働基準協会
加古川労働基準協会
西脇労働基準協会
但馬労働基準協会
相生労働基準協会
淡路労働基準協会

参加団体(労働基準監督署別)

団 体 名	労働基準監督署
はりま低層住宅工事労働災害防止協議会	加古川
姫路低層住宅建築工事労働災害防止協議会	姫路

兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画の概要

計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日

平成25年4月
兵庫労働局

現状と課題

労働災害による被災者数（平成24年）

死亡者数 43人

死傷者数（休業4日以上） 4,670人

- ・長期的には労働災害は減少しているが、第三次産業では増加
- ・死亡災害は、建設業、製造業を中心に依然として過半数を占める

計画の全体目標

平成29年までに

- 労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成24年比）
- 労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少（同）

参考 業種別の死傷者数の推移（括弧内は死亡者数）

業種	平成14年		平成24年		増減
建設業	1,133人	(23人)	556人	(16人)	-50.9% (-30.4%)
製造業	1,745人	(17人)	1,271人	(9人)	-27.2% (-47.1%)
第三次産業	1,862人	(10人)	2,008人	(10人)	+7.8% (±0%)
小売業	536人	(2人)	562人	(2人)	+4.9% (±0%)
社会福祉施設	128人	(-)	275人	(1人)	+114.8% (++)
飲食業	153人	(-)	148人	(-)	-3.3% (-)
陸上貨物運送事業	632人	(7人)	556人	(4人)	-12.0% (-42.9%)
全業種合計	5,641人	(60人)	4,670人	(43人)	-17.2% (-28.3%)

① 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

第三次産業対策

【目標】

- 小売業 死傷者数を25%以上減少
- 社会福祉 死傷者数を10%以上減少
- 飲食店 死傷者数を15%以上減少

- 小売業
 - ・大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の浸透・向上
 - ・バックヤードを中心とした作業場の安全化
- 社会福祉施設
 - ・社会福祉施設における腰痛対策とKY活動
- 飲食店
 - ・転倒災害、切れ・こすれ災害の防止対策

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を10%以上減少

- 荷役作業の労働災害防止対策
- トラック運転者に対する安全衛生教育
- 荷主による取組の強化

建設業対策

【目標】死亡者数を30%以上減少

- 足場、はしご、屋根等、様々な場所からの墜落・転落防止対策
- 全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策
 - ・建設現場の統括安全衛生管理の徹底
 - ・新規に建設業に就労する者等に対する安全衛生教育
- 解体工事における安全対策、アスベストばく露防止対策
- ずい道工事における安全衛生の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を7人以下

- 機械設備の本質安全化等、機械災害防止対策
- リスクアセスメントの取組の推進

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

- メンタルヘルス不調予防のための職場改善
- ストレスへの気づきと対応の促進
- 取り組み方がわからない事業場への支援
- 職場復帰支援対策の推進

過重労働対策

- 恒常的長時間労働を発生させない労務管理の推進
- 健康診断結果に基づく事後措置、長時間労働者に対する面接指導等の徹底

腰痛予防対策

- 腰痛予防教育の強化
- 社会福祉施設における腰痛予防手法の普及

化学物質による健康障害防止対策

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく健康障害防止対策
- 自主的な化学物質管理の促進

熱中症予防対策

【目標】5年間の職場での熱中症による死傷者数を20%以上減少

- WBGT値を活用した作業環境管理、作業管理
- 健康診断結果等に基づく対応、日常の健康管理等
- 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育

業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進

- 中小規模事業場へのリスクアセスメントの導入促進
- 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

交通労働災害防止対策

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組

② 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携、協働による労働災害防止の取組

- 安全衛生分野の専門家や労働災害防止団体の活用
- 業界団体との連携による実効性の確保
- 産業保健機関等の活用

③ 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚
- 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

④ 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- 発注者等による安全衛生への取組強化（荷主、建設工事発注者）
- 製造段階での機械の安全対策の強化

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

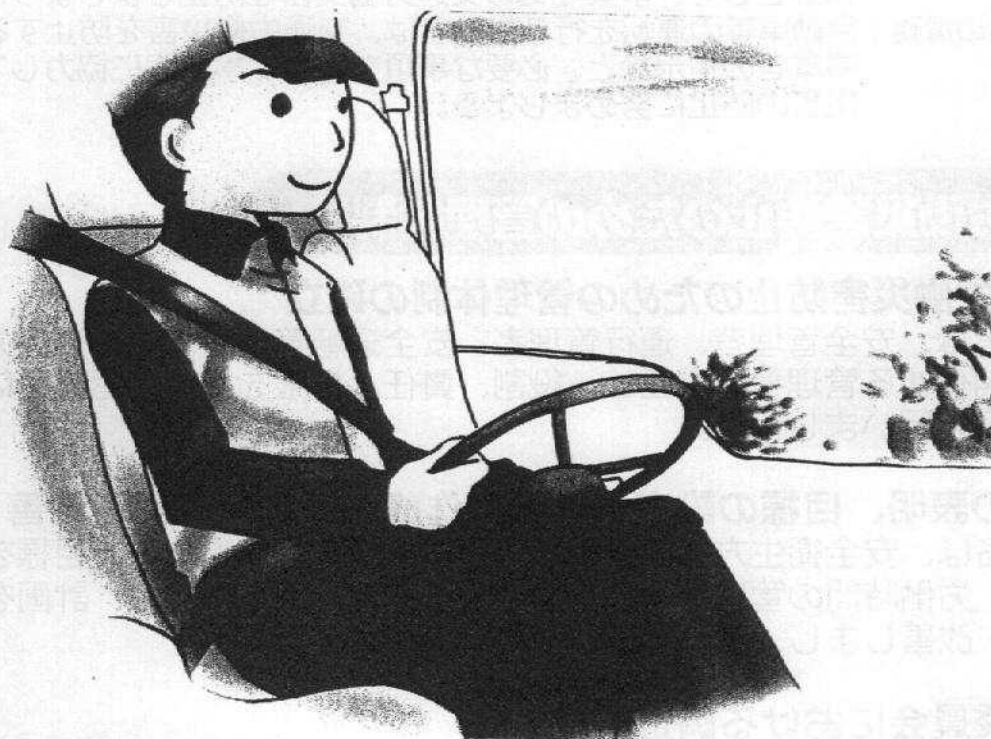
交通労働災害を防止しましょう

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

交通労働災害防止のための ガイドラインの概要

1 目的

1 目的

このガイドラインは、改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）とともに、

- ◆交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ◆適正な労働時間等の管理、走行管理
- ◆教育の実施
- ◆健康管理
- ◆交通労働災害防止に対する意識の高揚
- ◆荷主、元請による配慮

などの積極的な推進により、交通労働災害の防止を目的とするものです。

2 対象となる交通労働災害

対象となる交通労働災害は、道路上と事業場構内での自動車と原動機付き自転車（以下「自動車等」という）の交通事故による労働災害です。

3 事業者・運転者の責務

事業者の責務：労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、このガイドラインを指針として、事業場での交通労働災害を防止しましょう。

運転者の責務：自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害を防止するため、事業者の指示など、必要な事項を守り、事業者に協力して交通労働災害の防止に努めましょう。

2 交通労働災害防止のための管理体制等

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対し必要な教育を行いましょよう。

2 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業者は、安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょう。目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、計画を実施し、評価・改善しましょう。

3 安全委員会における調査審議

安全委員会などで交通労働災害の防止について調査・審議をしましょう。

3 適正な労働時間等の管理、走行管理

1 適正な労働時間の管理、走行管理

- ◆疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょう。
- ◆十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょう。
- ◆高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょう。

2 適正な走行計画の作成

次の事項を記載した走行計画を作成し、運転者に適切な指示をしましょう。

- ◆走行の開始・終了の地点、日時
- ◆運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間
- ◆走行時に注意を要する箇所の位置
- ◆荷役作業の内容と所要時間(荷役作業がある場合のみ)
- ◆走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

運行記録計(タコグラフ)を活用して乗務状況を把握しましょう。計画どおり走行できなかった場合は、原因を把握し、次回の走行計画の見直しを行い、運転者の疲労回復に配慮しましょう。

3 点呼の実施とその結果への対応

- ◆疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務を開始させる前に点呼によって、報告を求め、結果を記録しましょう。
- ◆睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましょう。

4 荷役作業を行わせる場合の対応

- ◆事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。
- ◆荷役作業による運転者の身体負担を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備え付けましょう。
- ◆荷を積載するときは、最大積載量を超えない、偏荷重が生じないようにしましょう。

4 教育の実施

1 教育の実施

◆雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行いましょ。必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をしましょ。

◆日常の教育

改善基準告示の遵守、十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ、関係法令改正などについて教育を行いましょ。

◆交通危険予知訓練

イラストシート、写真などを使って、危険性を予知し、防止対策を立てることによって、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を実施しましょ。

2 運転者認定制度など

◆運転者認定制度

教育指導の受講者、試験の合格者に対して、運転業務を認める認定制度を導入しましょ。

◆マイクロバス・ワゴン車などで労働者を送迎する場合は、十分技能がある運転者を選任しましょ。

5 交通労働災害防止に対する意識の高揚

1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょ。

2 交通安全情報マップの作成

交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行いましょ。

6 荷主・元請事業者による配慮

荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょ。

- ◆荷主・元請事業者の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょ。
- ◆到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょ。
- ◆荷主・元請事業者は、改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょ。
- ◆荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにしましょ。

7 健康管理

1 健康診断

運転者について健康診断を確実に実施し、保健指導をしましょう。
所見が認められた運転者には、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な対応をしましょう。

2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をしましょう。

3 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場での健康の保持、増進に努めましょう。

4 運転時の疲労回復

運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

8 その他

1 異常気象などの対応

異常気象や天災の場合は、安全を確保するため、走行の中止や一時待機など、運転者に必要な指示をしましょう。

2 自動車の点検

事業者は走行前に必要な点検をして、異常があった場合は、直ちに補修などの措置を取りましょう。

3 自動車に装備する安全装置等

自動車に必要な安全装置を整備しましょう。

第1 目的

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等とあわせて、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的とする。

2 本ガイドラインの対象とする交通労働災害

本ガイドラインの対象とする交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害とする。

3 事業者及び運転者の責務

労働者に自動車等の運転を行わせる事業者（以下「事業者」という。）は、本ガイドラインを指針として、事業場における交通労働災害防止対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

自動車等の運転を行う労働者（以下「運転者」という。）は、交通労働災害を防止するため、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

第2 交通労働災害防止のための管理体制等

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、交通労働災害防止に係る安全衛生計画の実施等、交通労働災害防止のための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

(1) 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定め、それらを労働者に周知すること。

(2) 選任された管理者に対し、必要な教育を実施すること。

2 交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

事業者は、交通労働災害防止対策を組織的に実施するため、次の事項を実施すること。

(1) 事業場全体の安全意識を高めるため、事業場の事業を統括管理する者は、交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明を行うとともに、労働者に周知すること。

(2) 事業者は、安全衛生方針に基づき、交通労働災害防止に関する事項を含む安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、労働者に周知すること。

(3) 事業者は、安全衛生目標を達成するため、一定の期間を限り、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画を適切に実施、評価、改善すること。

ア 適正な労働時間等の管理及び走行管理等に関する事項

イ 教育の実施等に関する事項

ウ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項

エ 健康管理に関する事項

3 安全委員会等における調査審議

安全委員会等（安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等をいう。以下同じ。）において、交通労働災害の防止に関する事項について調査審議すること。

また、安全委員会等の中に交通労働災害防止部会を設置する等により、交通労働災害の防止について、重点的に取り組むことが望ましい。

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

1 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

事業者は、疲労等による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を遵守し、無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成すること等により、自動車（四輪以上に限る。）の運転業務に主として従事している労働者（以下、「運転業務従事者」という。）の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行うこと。

また、事業者は、走行開始又は終了の地点と運転業務従事者の自宅の間の移動に要する時間等の状況を考慮し、十分な睡眠時間を確保するために必要のある場合は、より短い拘束時間（労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計をいう。以下同じ。）の設定、宿泊施設の確保等の必要な措置を講じること。

さらに、高速乗合バス及び貸切バス事業者においては、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の解釈等を示した国土交通省の通達（平成14年1月30日付付国自総第466号・国自旅第161号・国自整第149号「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の第21条（6）①ロに定められた「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」

の2に定められた「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」をいう。）を遵守すること。

2 適正な走行計画の作成等

(1) 走行計画の作成及び指示

事業者は、運転業務従事者が乗務を開始する前に、上記1に従い、次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成するとともに、当該運転業務従事者に対し、適切な指示を行うこと。

なお、事業者は、走行中に作成された走行計画に記載されている事項に変更を行うが生じた場合、改善基準告示等を遵守しつつ、必要な変更を行うこと。

ア 走行の開始及び終了の地点及び日時

イ 拘束時間、運転時間及び休憩時間

ウ 走行に際して注意を要する箇所的位置

エ 荷役作業の内容及び所要時間（荷役作業がある場合に限る。）

オ 走行の経路並びに主な経過地における出発及び到着の日時の目安（戸別配達先に対する貨物運送等、配達先が多数であり、かつ毎回異なる貨物運送（以下「戸別配達」という。）、ハイヤー・タクシー等、走行経路を特定することが困難な業態にあっては、記載しないこととして差し支えない。）

また、早朝時間帯に交通事故による死亡災害が多発していることを踏まえ、走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施するよう努めること。

(2) 走行経路の決定等

事業者は、道路地図、過去の走行記録、各種道路情報提供機関からの道路情報等を収集し、適切な走行経路を決定すること。

事業者は、運転に際して注意を要する箇所的位置、制限速度等交通規制、休憩・仮眠・食事・給油等の場所等を地図等に盛り込んだ「交通安全情報マップ」を作成し、これら情報を適切に伝達するよう努めること。

(3) 乗務状況の把握

事業者は、適切な走行管理を行うため、常に運転業務従事者の乗務の状況を把握すること。乗務状況の把握にあたっては、乗務の状況の正確な把握、運転業務従事者の負担軽減のため、運行記録計（タコグラフ）を使用することが望ましいこと。

なお、デジタル式運行記録計（デジタル・タコグラフ）を備えた自動車を使用する場合は、その記録を安全運転指導等に活用することが望ましいこと。

(4) 走行計画どおりに走行できなかった場合の措置

事業者は、走行終了後に走行計画どおり走行できなかったことを把握した場合、運転業務従事者からの聴取、タコグラフの記録の解析等により、その原因を把握し、次回以降の走行計画の見直し等を行うとともに、必要に応じ、運転業務従事者の疲労回復に配慮すること。

3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置

(1) 点呼等の実施

事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。

また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。

なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。

(2) 点呼等に基づく措置

事業者は、走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じること。

また、1週間連続して1日あたりの拘束時間が13時間を超える等による睡眠不足の累積等安全な運転に支障があるおそれがあると認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定する等の措置を講じること。

4 荷役作業を行わせる場合の措置等

(1) 荷役作業を行わせる場合の措置

事業者は、事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合においては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保すること。

事業者は、事前に予定していない荷役作業を運転者に行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、走行計画の変更を行うこと。

荷役作業による運転者の身体負担を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備え付け又はフォークリフト等の荷役機械の使用に努めるとともに、安全な荷役作業方法についての教育を行うこと。

(2) 荷の適正な積載

事業者は、貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、特に次の事項を徹底すること。

ア 最大積載量を超えないこと。

- イ 偏荷重が生じないように積載すること。
 - ウ 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等の措置を講ずること。
- なお、上記の事項については、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第151条の10及び第151条の66に規定されているので留意すること。

第4 教育の実施等

1 教育等の実施

(1) 雇入れ時等の教育

事業者は、新規雇入れ運転者に対して労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第59条第1項及び第2項の規定により行う雇入れ時教育及び作業内容変更時教育において、次に掲げる事項を含む教育を行うとともに、必要に応じて、安全運転の知識及び経験が豊富な運転者等が添乗することにより、実地に指導を行うこと。

ア 交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等の運転者が遵守すべき事項

イ 改善基準告示等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項

(2) 日常の教育

事業者は、運転者に対して、運転者の安全な運転を確保するため、次に掲げる事項についての教育の実施又は関係団体が実施する講習会への参加等により、運転者に交通労働災害防止に関する知識を付与すること。

ア 改善基準告示等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項

イ 警察等からの交通事故発生情報、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）、デジタル式運行記録計の記録、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要な情報に関する事項

ウ イの情報に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップに関する事項

エ 交通労働災害に関する法令等の改正等に関する行政機関からの情報

(3) 交通危険予知訓練

事業者は、運転者に対して、実際の運転場面を想定したイラストシート、写真等を用いて、運転者に、交通労働災害の潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を継続的に行うことが望ましいこと。

2 運転者認定制度等

(1) 運転者認定制度

事業者は、使用する自動車等の運転に必要な資格を有する者のうち、運転適性に応じた一定の教育指導を受けたもの、認定試験に合格したもの等に対して運転業務を認める運転者認定制度を導入することが望ましいこと。

なお、教育指導、認定試験の内容等については、各事業場の実状に応じて定めること。

(2) 労働者の送迎の際の運転者の指名

マイクロバス、ワゴン車等の自動車によって、労働者を送迎する場合、事業者は、使用する自動車の運転に必要な資格を有する者のうちから特に十分に技能を有する適格者を指名すること。

また、自動車の運転以外の勤務の終了後に労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減等について配慮すること。

第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

事業者は、ポスター又は標語の募集及び掲示、交通労働災害の現場写真の掲示、表彰制度の設立、優良運転者の公表、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。

2 交通安全情報マップの作成

事業者は、警察等からの交通事故発生情報、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行うことにより、運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図ること。

第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は、次に掲げる事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のために必要な事項について、実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努めること。

1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量

を行う必要が生じた場合、荷主・元請事業者は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者に協力すること。

2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行うこと。また、到着時間が遅延した結果として、荷主・元請事業者が実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにすること。

3 荷主・元請事業者は、実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。また、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保すること。なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。

4 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

第7 健康管理

1 健康診断

(1) 健康診断の実施

運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行うこと。

なお、安衛法第66条の規定により、雇入れ時及び1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行うことが義務付けられており、特に、深夜業を含む業務等に従事する運転者に対しては、6箇月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行うことが義務付けられているので留意すること。

(2) 健康診断の結果に基づく措置

健康診断等で所見が認められた運転者に対しては、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に基づき、適切な就業上の措置を講ずること。

2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、安衛法第66条の8又は第66条の9の規定に基づき面接指導等を行うとともに、必要があると認められるときは、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずること。

3 心身両面にわたる健康の保持増進

運転者の心身両面にわたる健康の保持増進を図るため、事業場における健康の保持増進措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めること。

4 運転時の疲労回復

運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、運転者に対して、走行経路の途中において、適宜、肩、腕及び腰部のストレッチング、体操等により、運転時の疲労回復に努めるよう指導を行うこと。

第8 その他

1 異常気象等の際の措置

異常な気象、天災等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。

また、異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めるとともに、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。この場合、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

2 自動車の点検

事業者は、自動車等の安全を確保するため、走行前に行う自動車等の点検等必要な点検を実施し、当該点検により異常を認めた場合は、直ちに補修その他必要な措置を講ずること。

なお、貨物自動車を使用する場合の走行前点検及び事後措置については、安衛則第151条の75及び第151条の76に規定されているので留意すること。

3 自動車に装備する安全装置等

事業者は、交通労働災害を未然に防止し、又は災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自動車に必要な安全装置等を整備することが望ましい。

また、応急修理等に必要な備品等を備えておくこと。

(参考) 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

高速乗合バスの交替運転者の配置基準

貸切バスの交替運転者の配置基準

	高速乗合バスの交替運転者の配置基準	貸切バスの交替運転者の配置基準	
(1) 夜間ワンマン運行に係る規定	①一運行の実車距離	夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400km(次のイ又はロ(貸切委託運行にあってはイ)に該当する場合にあっては、500km)を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、⑥の夜間ワンマン運行の特認を受けた路線を乗務する場合は、この限りでない。 イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合 ロ 当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を完全に伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設等を含む。ただし、リクライニングシート等の座席を除く。)において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合	夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400km(次のイ及びロに該当する場合にあっては、500km)を超えないものとする。 イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合 ロ 当該運行の一運行の乗務時間(当該運行の回送運行を含む乗務開始から乗務終了までの時間をいう。)が10時間以内であること又は当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設等、リクライニングシート等の座席を含む。)において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合
	②一運行の運転時間	夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。
	③夜間ワンマン運行の連続乗務回数	夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回(一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回)以内とする。	夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回(一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回)以内とする。
	④実車運行区間における連続運転時間	夜間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画書上、概ね2時間までとする。	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。
	⑤実車運行区間の途中における休憩の確保	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行計画書上、実車運行区間における運転時間4時間毎に合計40分以上(一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、合計30分以上)の休憩を確保していなければならないものとする。	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上(一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上)の休憩を確保していなければならないものとする。
	⑥一運行の実車距離500kmを超える夜間ワンマン運行路線の特認	①の規定に関わらず、運行管理体制等に係る路線毎の審査により一運行の実車距離500kmを超える夜間ワンマン運行(貸切委託運行を除く。)する路線を設定できるものとする。この場合には、高速乗合バス乗務に係る教育体制、運転者の健康管理体制、当該路線を維持するために必要な運転者数(経験年数を含む。)、当該路線を運行するために必要となる仮眠施設を有する車両の保有台数等を審査するものとする。当該特認を受けた夜間ワンマン運行を行う場合、上記②から⑤までの条件を満たしていることに加え、当該運行に乗務する回数は、1人の運転者につき、1週間当たり2回以内とする。	
(2) 昼間ワンマン運行に係る規定	①一運行の実車距離	昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500km(次のイ又はロに該当する場合にあっては、600km)を超えないものとする。 イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合 ロ 当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上(分割する場合は、1回連続20分以上)の休憩を確保している場合	昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500km(当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上(分割する場合は、1回連続20分以上)の休憩を確保している場合にあっては、600km)を超えないものとする。
	②一運行の運転時間	昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。
	③高速道路の実車運行区間における連続運転時間	昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画書上、概ね2時間までとする。	昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。
(3) 1日乗務に係る規定	①1日の合計実車距離	1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを超えることができるものとする。
	②1日の運転時間	1日の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	1日の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。
(4) 乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者(この表において「運行管理者等」という。)に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。 イ 一運行の実車距離が400kmを超える夜間ワンマン運行を行う場合 当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間 ロ 1日の乗務の合計実車距離が500kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100kmから500kmまでの間	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。 イ 一運行の実車距離が400kmを超える夜間ワンマン運行を行う場合 当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間 ロ 1日の乗務の合計実車距離が500kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100kmから500kmまでの間	
(5) デジタル式運行記録計による運行管理	一運行の実車距離400kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離500kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器(この表において「デジタル式運行記録計等」という。)を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。	一運行の実車距離400kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離600kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。	

「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」(5)を除き平成25年8月1日(高速ツアーバス及び会員制高速乗合バスから高速乗合バスへの移行のために、乗合バス事業に係る許可の取得を完了させ、平成25年8月1日より前に高速乗合バスの運行を開始する場合にあっては、その運行を開始する日)から施行する。「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」(5)については平成26年1月1日から施行する。